

第41回平成23年12月与謝野町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年12月12日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時14分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 野村生八 | 10番 | 山添藤真 |
| 2番 | 和田裕之 | 11番 | 小林庸夫 |
| 3番 | 有吉正  | 12番 | 多田正成 |
| 4番 | 杉上忠義 | 13番 | 赤松孝一 |
| 5番 | 塩見晋  | 14番 | 糸井満雄 |
| 6番 | 宮崎有平 | 15番 | 勢旗毅  |
| 7番 | 伊藤幸男 | 16番 | 今田博文 |
| 8番 | 浪江郁雄 | 17番 | 谷口忠弘 |
| 9番 | 家城功  | 18番 | 井田義之 |

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

|           |       |        |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長        | 太田 貴美 | 代表監査委員 | 足立 正人 |
| 副町長       | 堀口 卓也 | 教育長    | 垣中 均  |
| 企画財政課長    | 浪江 学  | 教育委員長  | 白杉 直久 |
| 総務課長      | 奥野 稔  | 商工観光課長 | 太田 明  |
| 岩滝地域振興課長  | 中上 敏朗 | 農林課長   | 永島 洋視 |
| 野田川地域振興課長 | 小池 信助 | 教育推進課長 | 土田 清司 |
| 加悦地域振興課長  | 森岡 克成 | 教育次長   | 和田 茂  |
| 税務課長      | 植田 弘志 | 下水道課長  | 西村 良久 |
| 住民環境課長    | 朝倉 進  | 水道課長   | 吉田 達雄 |
| 会計室長補佐    | 飯澤嘉代子 | 保健課長   | 泉谷 貞行 |
| 建設課長      | 西原 正樹 | 福祉課長   | 佐賀 義之 |

5. 議事日程

日程第 1

一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) おはようございます。

先週9日に引き続き一般質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。

ご報告いたします。宇野会計室長から欠席の届が参っており、代理として飯澤室長補佐が出席をいたしております。以上皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従ひ、進めたいと思ひます。

日程第1 一般質問を行います。

最初に16番、今田博文議員の一般質問を許します。

16番、今田議員。

16番 (今田博文) 皆さん、おはようございます。第41回定例会におきまして、一般質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

今回は農業問題、そして携帯メールへの配信ができないかということにつきまして町長の見解をお伺ひをしたいというふうに思ひます。

環太平洋パートナーシップ、TPPが連日のように新聞やテレビで報道されています。野田総理は、TPPへの交渉参加の方針をハワイで開催されたAPECやオバマ大統領とも会談して国際舞台で表明いたしました。この交渉は太平洋を囲む国々が農産物や工業製品に関税をかけずに輸入できるルールをつくるものです。もともとシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国が始まりでした。その後、アメリカ、オーストラリア、さらに日本、カナダ、メキシコが交渉参加を表明いたしました。関税撤廃のほか、知的財産、医療、金融など21分野が交渉の対象であります。この参加表明をめぐる農業団体などが反対しています。海外からの安い米や肉などが入り、国内の農家に大きな打撃を与えかねないからです。アメリカはリーマンショックで経済が低迷したため、工業製品や農産物の輸出をふやすためアジアに目をつけてきたのであります。オバマ大統領は、5年間で輸出を倍増して200万人の雇用をつくり出すという国家輸出計画を打ち出しています。農業だけでなく、あらゆるもの、サービスの自由化、労働者と資本の国際移動の自由化も認めることも基本としています。つまり、貿易の自由化は中小企業が製造・販売している商品やサービスにも対象となります。また、労働者の国際移動についても大幅に規制緩和されると、地域の労働市場を大きく変えることとなります。そして国や地方自治体も電子入札によって、公共事業、物品調達に公平に参加できるようになれば、中小企業の受注機会、地域貢献型の公共事業も国内制度として維持できなくなる可能性が大きく、中小企業にとってこれまで以上に厳しい経済環境が予測され、住民の多くが中小企業や農業で働いている地域は致命的な打撃になると専門家は分析しています。農林水産省の報告によりますと、国土、環境、景観、社会を保全する多面的機能が崩壊し、農林水産省は関税の撤廃により洪水防止の67%、河川流況安定や地下水涵養の90%、土壌保全の59%の機能が失われると試算しています。これらは幾ら金をかけても破壊されたものは元には戻りません。急傾斜が多く、平地の少ない日本の国土はアメリカやオーストラリアのような大平原や平地の多い国とは違ひます。本町の農業は基幹産

業として重要な役割を担っています。水田は水源涵養など多面的な機能を持っています。大雨や台風による雨を一時的にためておくダム役目を果たすなど、防災の観点からも重要であります。そして自然循環型農業の推進です。おから、米ぬか、魚のあらを使った有機肥料による「京の豆っこ米」の生産です。全国食味ランキングにおいても、丹後産コシヒカリは3年連続「特A」を受賞するなど、最高評価を得ています。1942年、食糧管理法は不足する食料を国民平等に配分する目的で制定されました。しかしその後も米生産保護のために続けられた、政府が米を買い上げ生産者米価、消費者米価のすべてを国が決める直接統治が行われてきました。やがて日本も高度成長時代を迎え、農業と工業の所得格差が開いたため毎年のように米価が引き上げられ、1960年代には8年間で2倍にはね上がりました。その後米は余り始め、減反による生産調整が始まりました。政府買い入れ価格が売り渡し価格を上回り、政府は巨額の赤字を抱えるようになりました。生産者が自由に流通させることができる自主流通米制度に変わりました。記録的な冷夏になり、米の不作が原因で平成の米騒動も起こりました。1993年GATTウルグアイ・ラウンド農業合意を受け入れて、ミニマムアクセス米として米が輸入されるようになりました。1999年から関税化に切りかえていますが、現在でも国内消費量の7.2%が入ってきています。国の役割も米の全量管理から備蓄米に限定されています。それまで全稲作農家に出していた生産調整のための補助金を大規模農家に絞る対策が実施されることになりました。大規模農家の育成を図り、安価な外国産に対抗するというものでした。しかし政権交代が起こり、民主党政権になり、すべての米販売農家に対し農業者個別所得補償に切りかわり、農家丸抱え路線に逆戻りしました。このように、節々に変わっていく農業政策、米政策は今後どうなっていくのでしょうか。しっかりと国の動向を見きわめながら、消費者ニーズを敏感にとらえた生産方法、体系をつくり上げる。すなわち消費者重視、市場重視の姿勢が重要になってくると思います。しかし今回のTPP参加問題は、今まで本町が積み上げてきた自然循環型農業の根底までも崩しかねないことになりはしないかと思っています。

それでは以下の4点について質問をいたします。

1点目、町の農業にとってあすを託せる後継者不足の課題はどの程度解消できているのでしょうか。担い手の確保と新規就農者の状況はどうなっているのか伺います。

2点目に、本町は自然循環型農業に取り組んでいます。この取り組みにより、農産物のブランド化の確立、高付加価値化の達成は実現できていくのでしょうか。また農家所得の向上は図っていただけるのか伺います。

3点目に、豆っこ認知度はまだまだPRができていないと思います。そして産地間の競争にも勝ち残っていかねなければなりません。情報発信力をつけることが急がれます。対策についてどのように考えておられますか。伺いをいたします。

4点目に、TPPは国のあり方を変えてしまうほど金融、医療、公共事業など21分野に及ぶ影響があると言われています。とりわけ農業の問題はこの地域に多くの問題を投げかけています。TPPをどのように位置づけておられるのか。対応策について、あるのかどうかお考えを聞かせていただけたらと思います。

次に、携帯メールへの配信について質問します。ことしの3月11日には東日本大震災が発生して甚大な被害になりました。昨日も震災から9カ月となる午後2時46分に手を合わせておら

れる姿がテレビを通して映し出されておりました。災害列島と言われるように、日本国中で地震や台風、大雨による災害が発生しています。この地域も平成16年には台風23号により家屋の浸水、河川や道路の崩壊など、多くの被害が発生したのは記憶に新しいところであります。昨年はクマが人里においてきて人に危害を加えるなど大きな騒ぎになり、クマ騒動が起きました。こういった身近な災害情報やクマの出没情報、あるいは不審者の情報など、携帯電話に発信できるシステム、京都府の防災メールの与謝野町版ができないかお聞きします。今携帯電話はだれでも持っている時代になりました。多くの人と情報の共有化を図り、安心・安全対策をさらに前進させていただきたいと思っております。以上で1回目の質問といたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

本日の第1番目、今田議員ご質問の農業の課題と展望についてお答えいたします。

1点目、後継者不足解消はどの程度進んでいるのか。担い手の確保、新規就農者はどのような状態になっているのかでございますが、町農業を担っている農業者は60歳から80歳代が主体で、平均年齢は70.3歳と農業者の高齢化は深刻な状況でございます。5年後、10年後には耕作放棄地がどんどん出てくるのではないかとというふうに懸念しています。後継者や担い手確保につきましては、若い農業者が他自治体と比べて多いと言われる与謝野町でも大きな課題となっております。町内の認定農業者は34人と3法人と年々少しずつふえてはいますが、まだまだというのが実情です。新規就農者につきましては、きょうまでに25人が町内で研修し、11名が町内で就農しています。来年度1名が町内で就農するとともに、2名程度が町内農業法人で研修する予定であり、着実にふえてはいますが、担い手不足を解消するまでには至っていません。特に新規就農者は機械設備に多額の資金が必要となることから、米づくりはしたくてもできないというのが実態で、これらの問題を克服することが今後の大きな課題であるというふうに考えています。

2点目の循環型農業の推進により農産物のブランド化、高付加価値化は達成できるのか。農家所得の向上は図れるのかとのご質問ですが、自然循環型農業は約10年が経過し、豆っこ米の栽培も全町に広がり、町全体の取り組みになりつつあるというふうに思います。関係者の努力もあって豆っこ米は大手スーパーでも取り扱っていただくようになり、一定のブランド化が図れたのではないかとというふうに考えていましたが、11月11日に開催しました、「与謝野町の明日の農業を語る会」では、町内の人から「豆っこ米を食べたことがない」、「地元のスーパーでも販売してほしい」等の意見が出され、まだまだブランド化になっていないというふうに痛感した次第です。今後自然循環型農業の啓発、普及に力を入れ、京豆っこ米を確固たるブランドに押し上げていく必要があるというふうに考えております。ブランド化を図ることができれば、豆っこの里野菜等として他の農産物も有利に販売できるようになり、強いては農家所得の向上につながるものというふうに考えています。

3点目の産地間競争に耐えうる情報発信力をとのご質問ですが、ことし10月に再オープンいたしましたリフレかやの里には連日多くの人にお越しをいただいております。この施設のメインは、豆っこ米と地元野菜を使用したレストランであります。レストランそのものが情報発信手段

となっていますが、今議会補正予算ではリフレ駐車場前の倉庫を改修し、命の里、滝・金屋地区が運営する農産物直売所を整備する予算を提案させていただいています。リフレかやの里に来ていただいた人に地元農産物を購入していただくことはもちろん、農産物の出荷施設としての機能も備え、京阪神のレストラン等に農産物を直接販売するシステムやインターネットによる販売も考えています。新しい情報発信手段を整備し、販路開拓を図ることで農家所得の向上を図っていかうとするもので、今後のモデルになる事業として位置づけています。

最後にTPPに関するご質問ですが、11月12日、13日に開催されたAPECアジア太平洋経済協力会議にて、野田首相はTPP環太平洋経済連携協定交渉参加を表明しました。TPPは日本がこれまで例外品目としてきた米や小麦などを含む約940品目の例外なき関税撤廃が原則であり、これが実行されれば日本の農業と農村は大きな打撃を受けるというふうに考えられ、当町の農業も深刻な事態に直面するのではないかと心配しています。とりわけ米が主体の当町の農業にとって、外国産米が安く入ってくるということによる米価の下落は農家所得を直接脅かすこととなります。この答弁につきましても、現状からどうあるべきかを判断しお答えしていますが、TPPによって農業情勢がどのように変わるのか全く想像もできず、その内容次第では、これまで取り組んできた農業振興方策を根本的に見直し対策を講じる必要に迫られる事態もあり得るというふうに考えていますが、どのようなことになるのか情報が不足しており、全くわからないというのが実情でございます。

続きまして2番目の携帯メールの情報発信についてお答えいたします。与謝野町では現在火災や気象警報、避難情報、クマの出没情報など、緊急を要する情報につきましてはFM告知放送や防災行政無線などを利用して各ご家庭、学校などにお知らせをしております。今回のご質問はこれらの緊急情報を携帯電話へのメール配信でも行ってはどうかということですが、現在町ではそのような一斉に携帯電話にメール配信ができるシステムを持っておりません。ただ以前から、京都府では防災・防犯情報メール発信システムを運用されており、このシステムは個人の携帯電話から登録することで気象情報や防災情報、また市町村ごとに地域を登録すれば児童への声かけ情報などの防犯・犯罪情報や災害時の避難に関する防災情報などもメールで配信することができ、だれでも登録すればすぐに利用することが可能となっております。ただ当町といたしましても、情報化の進む中でライフスタイルなどの環境が大きく変化しており、携帯電話や携帯端末など新しいメディアを利用したそうした情報通信ネットワークの活用など、行政サービスのあり方にも新たな対応が求められていることも認識しております。今後クマ出没メールも含め、京都府メール配信システムでは入手できない与謝野町独自の情報提供について各分野で提供が可能な情報の種類や発信形態、システム導入の財源などの課題も含めメール配信システムについて積極的に検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。以上で今田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） それぞれご答弁をいただきました。後継者の関係でかなりの新規就農者があって、当町にも就農されている方は、私もたくさん知っています。けどその新規就農者を受け入れる体制といいますか、この町に住んで農業に従事していただくようなその環境というのが本当に整っているのかなというふうなことを考えたときに、もう少し私は町の支援といいますか、そうい

うものが必要になってくるのではないかなというふうに思っています。新規就農者を受け入れるに関しまして、ただ農業へのあこがれ、農業をしたい、そのことだけでは長続きはいたしません。周りの環境や、あるいはご夫婦で来られたら子供さんの保育の関係、あるいは学校の関係、あるいは医療の関係、いろんな生活に密着した事柄をその人が十分認識して、そういうある一定の環境の中に来ていただかなければ非常にこの町に落ちついて新しい農業に携わっていただくというのは非常に難しいのではないかなというふうに思っています。その点本町におきましては、保育園、あるいは小学校の環境と申しますのは与謝野町のどこに住んでいても歩いていける、そういう環境にあります。保育園だってすぐに保護者が送迎できる環境にあるというふうに思っています。医療だってこの町内にはたくさんの開業医の方がおられ、いざというときには救急車が来て与謝の海まで搬送していただくと、こういうある一定の医療や教育・保育の環境というのは確かに整っているんだろうなというふうに私も認識しています。しかし実際にこの町に来られたときに、やっぱり住む場所というのは非常に大事な事なんですね。そこで働いて農業を勉強をする。そのことをやろうと思えば住居というのが非常に大事な視点になってくるというふうに思うんですね。今いろいろと周辺の皆さんの取り組みを見ておきますと、自分の家に連れてきて泊めたり、あるいはわざわざ自分の持ち家を改修してまで住んでいただいている。「ここへ住めいよ」というふうなことで、非常に周辺の方のそういう温かい手が差し伸べられているのではないかなというふうに私は思っています。今言いましたように、教育や保育や医療の関係というのはある程度整っていますけれども、住居というのが不足をしているのではないかなと。そういう手当というのは要るのではないかなというふうに思うんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今までの議会の中でもそうした住居の問題についてご議論いただいたことがあったかと思います。確かにおっしゃるように、農業がやってみたいと言われましても、お米をつくるにいたしましても、全部の工程を学ぼうと思うと1年かかるわけですし、それから自分の思う農業をしていこうと思うとなかなか時間が長くかかってくるということですから、やはりこちらのほうで農業をやってみようという方はある程度そうした覚悟を持ってきておられる方だと思いますけれども、その入り口のところで住む住居がないということについては、やはり今後のこうした農業施策を進めていく上では大変大事な事だろうというふうに思っております。他の町でもそうした農業者に対して支援をしていく、そういう体制をとっておられるところも全国でもいろいろとあるやにお聞きいたしておりますし、そうしたことも含めて受け入れられる、そうした状況が、まず住居というものは大事だろうというふうに思っております。

それともう一つ与謝野町でそうしたことが成功しているのは、それを受け入れる、住居もですけども、その地域の方たちがそうした方を受け入れて、新しく就農する人たちを全面的に支援していただいているという、そういう形が自然とでき上がっていきつつあるという、そうしたうれしい状況もお聞かせいただいております。それらのことにつきましても、町としてじゃあ何ができるのかというところをもう少し研究し、できるだけそうした体制がとれるような努力をしていく必要があるというふうに痛感しています。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） それから答弁の中で、新規就農者を含めた全体の担い手の関係でまだ不足をして

いる、十分解消するところまでは至っていないというふうな答弁だったというふうに思っていますけれども、どの程度その不足と申しますか、担い手の方があればこの農業の未来、将来というのは安心できるというふうにお考えなのか。ここをお伺いをしたいというふうに思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） どれだけの人数がというか、どれだけの人がそうしたことに参画をしていただければそうしたことが充足できるかということにつきましては、私自身もよく数値的に把握ということはしておりません。しかしこのまま放っておけば、確かに先ほど申し上げましたように、高齢化が進む中で田んぼや畑が荒れていくというのはもう目に見えるような状況でございますので、そうしたこともきちっと把握しておく必要性はあろうかなというふうには思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 実際にどれぐらい、あと5人だとか6人だとか10人だとかいう具体的な話もそうですけれども、もう少しどういう状況になればこの与謝野町の農業は将来にとって盤石の体制がとれるんだというふうなある程度その見きわめと申しますか、そういういわゆる考えと申しますか、そういう形も。目標はここなんだというぐらいのことはやっぱり示していただきたいというふうに思っています。

もう一つは、先ほど新規就農のことを申し上げましたけれども、医療や教育の関係は整っている、あるいは住居の関係も町長努力するというふうな発言だったんですけれども、実際ここに来られて仕事をされる新規就農者、そんなにたくさんの給料と申しますか、そういうことではないというふうに思っているんですね。夫婦で来られて、その旦那さんだけの新規就農の手当と申しますか、給料だけで生活するというのは非常に厳しい環境ではないかというふうに思っています。そこでいわゆる農業外収入、その奥さんを例えばどこどこに紹介するとか、そりゃ役場で優先的にバイトに雇うというようなことはなかなかできにくいかわかりませんが、そうしたちょっとしたお世話をする、相談に乗る、このことも大事だろうというふうに思っています。実際にそういうこともされているんだろうというふうに思うんですが、その状況はどういう状況になっていますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そこまでシステム化と申しますか、対応はできていないというふうに思いますし、具体的なもしということがわかるようでしたら、農林課長のほうからお答えはさせていただきます。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思っております。私自身も経験をしてまいりましたが、そういう住宅を、新規就農者のための住宅をつくるとか、そういう制度、あるいは奥さんの仕事を紹介をするというような制度、制度化には至ってはおりませんが、具体的に空き家を探してそこに住んでいただけるような、そういう調整役をこの間ずっとやらせていただきましたし、また奥さんの仕事についても役場のアルバイトだけではなくて、町内の工場等にもきょうまでの経験を生かして紹介をしたというようなケースもございます。したがって、まだ制度化というようなきちとした形にはなっておりませんが、新規就農を受け入れるためのその条件づくり、やる気があって町内に頑張っていこうという人に来ていただくということに対しましては、町の



農林課としましては積極的に支援をきょうまでさせていただいておりますし、これからもその考え方に変わりはないというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 私も状況は、課長のおっしゃった状況というのは、よくとは申しませんが知っています。やっぱりそうしてお世話をすることも非常に大事なことで、ここの地域に住んでいただく大事なことだというふうに思っていますので、今後も引き続いてそういった形での支援、援助、相談というのは継続をしていっていただきたい。私は確認の意味で今質問をいたしました。

「農業委員会だより」というのがきのう我が家にも来ました。町長先ほどおっしゃったように、その11月11日に元気館でパネルディスカッションといますか、「明日の農業を語ろう」ですか、題目はそうですね、「明日の農業を語る会」ということでそのパネルディスカッションがあったという報告もありました。この中で、この豆っこ米というのを非常に高く売れる要素を持って、ここにも書いてあるんですけども、高く売れる要素、あるいは可能性というのは十分に秘めている。けども、PR、宣伝、コマーシャルが不足している。この府立大の教授も指摘をされています。ここが非常に弱いのではないかなというふうに思っています。農業委員会から建議書が提出されました。この中に4項目あるんですね。有害鳥獣対策への支援強化、与謝野町農業施策について、担い手育成について、幹線道路、河川の維持管理の徹底について。この中で、与謝野町農業施策についてPR、宣伝、コマーシャルの部分です。トップセールスや職員によるPR活動を強化し、与謝野町産として販売できる体制整備と。こういう要望といますか、建議書を町長のところに持ってこられました。ここにこうしてトップセールスや職員によるPR活動ということが要望として挙がってきておりますけれども、このことについて町長どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） その点については、その中でも出ておりましたように、まずは地元の方が豆っこ米を食べたことがないというようなご意見が多くて、我が町の中でさえない口に入っていない。学校ではその豆っこ米を給食に使ったりしておりましたので、子供たちはなんですけれども、そういう町内での消費が、食べておられるのかもわからないですけど、その辺が余り十分行き渡っていないということは、ましてや外までということになりますけれども、それぞれの農家の皆さんが努力されて一定の販売といますか、そうしたルートを開拓されたり、その中の一つではイトーヨーカドーさんのそうしたスーパーでの販売をされたりしておりますし、やはりまだまだPRが不足しているんだなというふうには感じております。ただそれだけでこまねいているわけではなく、農林課のほうはもちろんのこと、商工観光課のほうでもいろんなイベントの際には、また私がいろんなところへ出かけます際には、やはり与謝野町の豆っこ米ということについては事あるごとにPRをしたり、あるいはいろんな試供品を配らせていただいたり、また堺のほうで出ていきましたときでも、地元の方、そうした地域の方にもわかっていただけるようなそういうPR活動はさせていただいております。また町のホームページ等でもそうしたこともPRをさせていただいたり、町報でもシリーズでその循環型農業のいろんな町の取り組みについてシリーズで掲載させていただいたりしております。やはりそのためには、いろんなそういう情報を発信し

ていくことは大事なんですけども、まずはやはりこの与謝野町の中でそのブランド化をしていくためのまずは手だてをやはり皆さんとともにできるだけPRしていく方法を考える必要があるのではないかなというふうに思っています。町内の方が自分たちの外へ出ている親戚の者、あるいは息子や娘のところにそうしたお米を送ることによって広げてもらうという、そうしたことも必要かなというふうに思っております。今のところ、それぞれの取り組み、遅々としては進んでおりませんが、少しずつの取り組みですけども、そうしたことを進めていきたいなと思います。先日いつだったかちょっと忘れたんですけども、京都市内を車で走っている途中、信号待ちでとまった横の車が、ミニバンでしたけれども、与謝野町豆っこ米とあって、車に広告の、あるお米屋さんの、米穀店の車だったんですけども、そこにペタッと張ってあって、「ああ」と思っで見させてもらっていたんですけども、やはりそういう車が京都市内でも走るだけでもやはり大きな広告といいますか、宣伝効果があるのではないかなというふうに思いますし、地道なところから少しずつでもそうして努力をしていく、そうしたことを取り組んでいただけるような米穀店を少しでもふやすというような努力が必要ではないかなというふうに思っております。お答えになったかどうかわかりませんが、いろいろ、あらゆる知恵を出し合いながらやる必要があるかなというふうに考えております。

それからもう一つ、京都新聞でしたか、新聞にいろんなお米の宣伝が出ておりました、値段つきで。その中でも与謝野町豆っこ米というふうに、これは個人の方が載せてられる広告だったと思いますけれども、いろんな産地のお米とともにそれが出ていました。そういう個々にも努力をしていただいているんだなというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） この建議書の四つの項目の中で、私は2番と3番が非常に弱いのではないかなと。非常に言うたら語弊があるかも知れませんが、この中では弱い。この有害鳥獣対策、非常に有害というのは農業者の意欲を失うほど被害を与えるわけですが、いわゆるそれなりにといたしますか、積極的に私はやっただいていないかなというふうに思っています。幹線道路、河川の維持管理についても、今中山間だとか農地水だとか、それから命の里とかいろんな施策が入ってきています。このことでもかなりその水路の改修、農道の補修、あるいは舗装というのはできているというふうに思っています。今コマーシャル、このトップセールスを含めた宣伝、このことが非常に弱いというふうに思っているんですが、この間テレビで見たんですけども、近江牛というのが滋賀県にあるんですね。そこの近江牛を国内ではなかなか売りにくい。教育長ご存じですか。中国の富裕層に売りに行こうということで行かれたんですね。そのときにその業者、関係者だけではなく、嘉田知事さんが一緒についていかれて、その近江牛のよさ、おいしさ、安心・安全を一緒に行ってPRされた。そうしたら向こうの方がおっしゃっているには、「これ以上の保証はない」と。地域のトップと一緒に売り込みに来るんだからこれ以上の保証はない、請け負いましょうと、契約しましょうと、こういう話になったんですね。そういうことが非常に大事だというふうに思っています。町長トップセールス、出かけていって試供品を配ったり、いろんなことで宣伝している。そういう形で頑張ってもらっていることは私も知っています。だけれども少しやっただいてもいいのではないかなというふうに。嘉田知事さんみたいに一緒に売り込みに行く、そういうこともあってもいいのではないかなというふうに思っています。そう

いうことがなければなかなか向こうも取り扱ってもらえない、認知してもらえないということになるのではないかなというふうに思っています。今おっしゃったそういう試供品を配ったりPRしている、それ以上にもっとトップセールスを私はやっていただきたいというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうしたことにつきましては、何ら嫌だとか、むしろそういう呼びがあればどこへでも行かせていただきたいというふうに思っております。そうした意味も含めて、堺へ行かせていただいたときも、どこまでお役に立てるかわかりませんが、やはり町の基幹産業であります着物を着て、町の農業の稲穂の帯をして広告塔になりますと言ったような公約どおり、そうした形でご一緒にPRをさせていただきました。それからエコ100選、全国でエコな取り組みをしているところを紹介する中にこの京の豆っこ米、循環型農業を推進している町として選ばれましたので、そうしたときにも行かせていただいて、パネルディスカッションがございましたので、山田知事、それから門川市長らとともにPRに参加をさせていただいたことがございますけれども、やはり積極的なそうした町の特産品、お米もですし、着物もですし、やはりそうしたことについては積極的にPRをするということについてはこれからも精いっぱい頑張ってやっていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 米の価格の問題ですけれども、非常に心配といいますか、これだけ景気が低迷している。なかなか高い米買わない。安い米を買い、米だけではなしに、衣類でも食料でもそうですけれども、安いほう、安いほうに消費者の目が行っている。これが最近の傾向ではないかなというふうに思っています。消費者が米に対する価格志向というのがあるんですね。どれぐらいだったらあなたは買いますかと。大体3,000円ぐらい、10キログラムですよ。10キログラム3,000円ぐらい、これが消費者が購入する一つの価格帯だというふうに言われています。大型の農業法人、稲作法人ですが、これは京都ではございません。3,000円から2,980円、いわゆる「ニッキュッパ」ぐらいで売れる米をつくらないとなかなか買ってもらえないと、こういうふうに言っているんですね。そういう米をつくりながらある程度のおいしさ、品質というのは保っていかなければ、これからはなかなか消費者に購入していただけない、こういうふうに言っておられます。稲作農家の経営のデッドラインというのがあるんですね。1万2,000円らしいです。1万2,000円を割ると非常に厳しい。60キログラムです。1万2,000円を割ると非常に厳しい状況になると。けどもこれからは1万円ぐらいで販売できなければ、そのニッキュッパとか3,000円、消費者の志向には合わないというふうなことを言っておられます。農水省も言っているんですね、試算で。2009年で874万トン生産があります、日本に。これからどうなるか、米の消費というのは。農水省の試算では毎年10万トンぐらい減少していく、こう言っているんですね。非常にこういったことを考えますと、非常に厳しい状況というのがあるのではないかなと。その中で循環型農業、豆っこ米を高く売っていく。消費者に購入していただくというのはなかなか難しいことではないかなというふうに思っています。しかし難しいから、消費者がそうだからということではなしに売り込んでいく。よさをアピールして買っていただくという、そういう意気込みというのは非常に大事だというふうに思っ

いますので、これからも努力をしていただけたらというふうに思っています。最近では米粉の活用というのがあるんですね。米を粉にしてパンにしたり、何にしたりと。小麦粉は値上がりした時期がありました。そこで米粉を使っているいろんなことをやっているんですね。2008年の使用量が9,500トンでした。だけどこれも農水省も言っています。農水省が言っているだけなんですけど。2020年までに50万トン、実に50倍にしたいと、こういうふうに言っています。リフレでも米粉のパンだとかつくっていただいたり、私も研修に行かせていただいて米粉のパンを製造しているところもを見せていただいたり、販売所もを見せていただきました。そういう米を消費する、そういう計画と申しますか、運動というのはいくら広がりつつあるというふうに思っています。こういったことにつきましても、今後も努力をしていただけたらというふうに思っています。

この間大学生がたくさん来たんですね。京都精華大学という大学があるんですね。その大学生が「河和田キャンプ」という事業を展開しているんですね。河和田とはどこだと、これは福井県なんです。福井の鯖江なんですね。鯖江の河和田地区。人口5,000人ぐらいの集落なんですけれども、ここに毎年100人ぐらい、大学生が夏休みにザーッと来るんです。そしてその地域に泊まり込んで、そしてアートするんです。私も何のことだかさっぱりわからなかったんです。カワダアート。「それがおもしろいんですよ」と。農業とアート。林業とアート。これ何をするのかもわかりません。わかりませんでした、私も。話を聞いてやっとわかったんですけれども、これNHKのクローズアップ現代か何かで放送したらいいです。そのビデオもを見せていただいて、そのときに大学教授来られておりました。大学生も20人ほど来ておられまして、そこで一緒にビデオを見せていただいたり話をしたりしながら、「あ、こういうもんかな」ということを勉強させていただいた。私もまだよくわかっていないんですよ。夏休み大学生が来る、そこに。ひと月間泊まり込む。自炊をして、そして一定期間おるわけですね。農業とアート何するんだろうと。やっぱり形を最後はつくるんですね、農業で形を。何の形か。それは勤労奉仕するんですね、学生が。どっか行って草刈りをする。芝刈りをする。そうして地域とつながりを持つんです。そしてその草を寄せてきて、最後は四角をつくったり丸をつくったり、いろんなアートをするんですよ。そしてそれを最後は地球に返すと。畑に返す。田んぼに返す。これが農業とアート。これ一つの形なんです。こんなことを話しておいたらもう、なってきましたけれども、言わんなんことがようけあったんですけど。私これ新しい取り組みだなと。こういう学生が来ることによって非常に地域というのは元気が出るんですね。やっぱり新しい風を入れるということは地域にとって非常に元気が出る。そういった取り組みをやったらどうですかという問いかけがあったんです。その精華大学には温江の。

議 長（井田義之） 今田議員。時間オーバーになりました。締めくくってください。

16番（今田博文） 質問することが、わかりました。

議 長（井田義之） 町長から答弁だけいただきます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 今田議員さん、いろいろご提案なりをお聞かせいただきました。またそれらにつきましては、この場でなくてもまたいろんなところでお聞かせいただけたらと思いますけれども、やはりこの一番の問題は、今TPPによってどういうふうに我が日本の農業が変わっていく

か、あるいはその他のことに影響してくるかということが大事なことだというふうに思っていますし、その中で、やはり先ほど中国の話がされましたけれども、ああいう方たちがなぜ、富裕層でお金があるということもありますけれども、やはりなぜそうした高額なお金を出してでも買われるかということは、やはり日本の農業の安全な農産物やそうしたものを手に入れたいたいという、それが非常に大きなところだと思います。おいしくて、アメリカのお米なんかと比べますと、確かに味はおいしいようですし、価格は安い。ただ一番気になるところは、本当に安全なのか、安心していただけるのかということだというふうに思いますし、それが今後の日本の農業を支える上でも大きなポイントになるのではないかなというふうに思っております。そういった意味で、我々のやっている自然循環型農業のあり方は決して間違っていないので、やはりそれらを町のブランドとして推し進めていく、そうした最大限の努力はしていきたいというふうに思っております。先ほどのアートも同じことだと思います。いろんなものを自然へ戻していく、そのことによって地力を上げ、またそれに若者が携わってくれることによって地域力が上がってくるということだというふうに思いますので、いろんな工夫を重ねながらこの与謝野町の農業を守っていく、発展させていく努力はしていきたいというふうに思います。

議長（井田義之） これで今田博文議員の一般質問を終わります。

次に5番、塩見 晋議員の一般質問を許します。

塩見議員。

5番（塩見 晋） 通告に基づきまして、校庭・園庭の芝生化の推進と、大名行列、オータムフェスティバルの総括の2点につきまして一般質問をいたします。

まず校庭・園庭の芝生化の推進についてから始めます。校庭や園庭の芝生化が最近新聞やテレビなどで報道されています。私は庭園などで芝生が張られて整備されていると、とてもきれいですが、芝生を張った中には入れないというような先入観があり、公園などでも芝生の中に入るのをちゅうちょしてしまいますが、中に入ると何か気持ちがよくなってきます。こういうのをリラクゼーション効果と言うそうです。これは緊張が解かれてくつろいだ状況になることを言うそうですが、こういう心が休まる環境を子供たちの集まる施設に整備ができないものかと考えております。そこで文部科学省の芝生化取り組みを見てみますと、昭和48年ごろから、当時の文部省は5カ年計画で学校緑化推進事業で校庭の芝生化を進めてきましたが、芝生を植えるための初期費用が高額で、定着までの期間運動場が使用できない。また維持管理に費用と手間がかかるとの理由で全国の学校の緑化は進みませんでした。その最大の理由は、芝生を管理する知識がなかったということのようであります。最近の事例は鳥取方式と呼ばれるもので、安価で育成期間も短く、維持管理の費用も以前のようにかからないということで、今全国に広がっております。さて、学校の運動場や保育所の遊庭は土のグラウンドが一般的でした。芝生にすることで、健康、環境、地域などにより効果があらわれると発表されていますので、その中からメリット・デメリットについて少し述べてみたいと思います。

まず健康面ですが、芝生化は見た目を美しく保つとともに、短期的には先ほどのリラクゼーション効果があり、緑化することで子供たちが屋外に出ることが多くなってくると言われています。休み時間や体育の授業などで屋外で運動する場合、芝生のクッションは土のグラウンドに比べて転んでも体に傷がつきにくく、けがの防止になる。そのため、子供が安心して動き回ることがで

きて、そして運動能力が向上する。それによる身体活動の増加がストレスを発散するという、そういう相乗効果をもたらすという調査結果も報告されております。

次に環境面ですが、砂ぼこりがしない、猛暑のヒートアイランド現象が緩和できるなどと言われています。土から芝生に変えることで、夏場の校庭の温度を低下させることができるため、健康面での熱中症防止の効果や夏の暑さを原因とする生徒の授業に対する集中力の低下を抑止できたという効果も報告されています。芝生にすることで校庭の水はけがよくなり、雨の後でも校庭が早く使えるようになるなど、広義の環境面だけでなく、生徒の学習環境にもメリットがあるようです。教育面では緑化運動と関連して植物の生育を身近に感じ、集まった虫や鳥に触れることで生物への関心につながり、子供たちもみずから芝生管理の手伝いに参加することで植物が育つ過程を実感することができ、自然に対する関心を起こすとともに、芝生の校庭を大切にする気持ちもはぐくむことができるようです。地域面では芝生化された校庭は生徒だけでなく、解放されることで近隣住民の人々の遊び場や憩いの場となるという点も考えられます。安全な校庭で小さな子供が遊べるのは親の立場として安心ができると思います。芝生化を導入した多くの学校で保護者や地域の住民を中心とした芝生の維持を行っており、芝生という場を拠点としての地域の交流が促進されるという点も期待をすることができるようです。

期待できる点も含めてメリットを述べてきましたが、当然デメリットもあります。デメリットを解消することが早期の芝生化整備につながっていくことになると思いますので、この点についても少し触れてみます。欠点としては、芝の管理をしなければならない。このことが一番の問題であると思います。競技場のような芝生や均一性100%の管理をするのではなく、校庭や園庭ではある程度のところで押さえれば十分利用ができるようです。運動場をすべて芝生にしてしまうと、野球やソフトボールがやりにくいということもあります。その対応として、学校の校庭利用状況に合わせた最適の芝生化の範囲を決めることも必要であります。それから芝生は初期投資が高額であると言われていますが、芝によっては意外とコストを抑えて緑化ができることがわかってきました。それは先ほども言いました鳥取方式と言われる方法で、ティフトン芝を小さなポット内で植えつける方法であります。以上、校庭・園庭の緑化について、主に学校の例で話を進めてきましたが、子供の環境に対する思いは保育所も同じですので、保育所の遊庭の芝生化の推進に関する町長のお考えをお聞きし、また校庭の芝生化に関する教育委員会の考え方を教育長にお尋ねしたいと思います。

次に大名行列、オータムフェスティバルの総括に移ります。去る11月13日、天候に恵まれ、岩滝大名行列が与謝野町誕生5周年の記念行事として、町民参加で総勢300人の行列による時代絵巻が繰り広げられました。また与謝野オータムフェスティバルも同時開催され、阿蘇シーサイドパーク周辺は2万人の来場を迎え、大いに盛り上がりました。開催に向けご尽力されました岩滝大名行列保存会や関係者の皆様のご苦勞にお礼を申し上げます。この大名行列は記録によりますと、天保6年、1835年岩滝の豪商蒲田久兵衛が出石藩から用具を買って、村に寄附したことから始まり、江戸時代に2回、明治時代に2回、大正時代に2回、昭和の戦後に2回開催されております。平成に入りましてからは平成3年と13年の2回で、今回は3回目であります。天保6年から数えますと176年目になります。この間平成3年までは不定期に開催され、長いときは36年間も休んだことがあったようですが、平成3年からは10年置きに開催されていま

す。江戸時代に岩滝にはお城もなく、国主もいませんでした。したがって、参勤交代の行列もありませんでしたが、180年近くこの行事が続いているのはなぜだろうかと考えていました。そこで丹後の支配者の変遷を郷土の歴史家が書いた丹後史伝でたどってみますと、古くはよくわかりませんが、平安時代、1020年になって藤原保昌が丹後の主になったと書かれています。そこから300年ぐらいはまたよくわからないんですが、後醍醐天皇の御代になった建武4年、1338年、足利尊氏の一族である一色兵部大輔範光が丹後に封ぜられ、弓木、石川、下宮津、北村などに城郭をつくって代々丹後を長く支配をしてきました。そして安土桃山時代の天正6年、1579年に細川藤孝が織田信長から一色氏誅滅を命じられ丹後に入ってきましたが、一色氏の弓木城の防備が堅固で攻めあぐね、数年戦をしてまいりましたが、最後ははかりごとで一色氏を滅ぼしたようです。その後25年間は細川藤孝、細川忠興の2代が国主でありました。慶長5年、1601年に京極高知を徳川家康が関ヶ原の戦功により丹後の国領主としました。江戸時代に入った寛永2年、1625年、京極家2代目の高広のとき宮津城が宮津にできたと記されております。そして寛文9年には永井尚征が国主になり、延宝9年、1681年には阿部対馬守、元禄10年、1697年には奥平大膳が領主となっております。享保2年、1717年に青山大膳が領主となり、宝暦9年、1760年に本荘富之助が宮津城主となり、本荘家が明治まで続きました。この間の丹後の国主の期間を計算してみますと、南北朝から明治までの間で、一色氏の治世は260年間あります。その次に長いのは京極家が69年間です。現代の我々が気がつかないのかもしれませんが、丹後の中心は弓木であるという思いが深いところで残っているのかもしれませんが、地域の古いものにこだわるDNAが大名行列を長年続けている源ではないかとも考えております。

さて話をもとに戻します。大名行列終了後、まだ余り日にちがたっていませんが、この事業の経費、動員数など事業の実態、それから基金の状況など、そして今後の事業の考え方を町長に質問いたしまして、最初の質問としたいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員ご質問の1番目、校庭・園庭の芝生化の推進についてお答えいたします。議員ご案内のとおり、校庭・園庭の芝生化について鳥取方式を使えば安価に施行でき、また管理費用も安いとのことですが、それでも芝生の植えつけについてはスプリンクラーの設置を含め、1平方メートル当たり約1,000円程度とされております。仮に1,000平方メートルの園庭であれば100万円かかることとなります。また芝の管理・運営も1平方メートル当たり年間100円程度と言われておりますが、これもすべて芝刈り、夏場は週1回、水まき、この水まきにつきましては初年度の夏場は毎日ということですし、施肥作業、これは年間10回程度を自分で行った場合のことであり、そうした部分を委託したりする場合は維持管理費が多くかかるということになります。芝のメリットとしては、目に優しい、砂ぼこりの飛散防止、転んでもけがをしにくい等がありますが、一方土のグラウンドは、木の枝などで地面に絵がかける、石灰のラインがかきやすい、維持管理がほとんどかからないなどのメリットがありますので、現在のところ園庭の芝生化は考えておりません。

次に2番目の大名行列、オータムフェスティバルの総括についてお答えいたします。去る

11月13日に与謝野町合併5周年記念事業として開催いたしました与謝野町岩滝大名行列及び与謝野オータムフェスティバルは幸い天候にも恵まれ、町内外から延べ2万人という大変大勢の皆様にご来場いただき、大過なく大盛況で終了することができました。実行委員会委員の皆様、また岩滝大名行列保存会の皆様、そして大変お忙しい中を行列にご参加いただきました多くの町民の皆様をはじめ、運営にご協力をいただいた皆様方に本当にこの場をおかりして、まずもって心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

まず事業実施の経過でございますが、今回与謝野町となつてはじめての開催となる岩滝大名行列は、本年2月に与謝野町岩滝大名行列準備委員会で会則等をご審議いただいた後実行委員会を立ち上げました。実行委員会では、先祖が残したそうした文化遺産である岩滝大名行列を与謝野町のシンボルイベントとして継承、発展させるため、町民総参加で企画・実施し、町民の一体感の醸成を高め、与謝野町の文化並びに産業の発展に寄与し、伝統に根差した個性豊かで活力あるまちづくりを図ることを目的とし、巡行の場所は前回までの町なかでの巡行が困難であったことから、ことし供用開始となりました岩滝海岸道路を使用し、メイン会場は阿蘇シーサイドパークとすることで、天橋立をバックに大名行列を巡行するという、そうした新たな試みでスタートをいたしました。奴、警護、小学生の参加については、各区長さん、町内各小学校を通じてお願いをし、女性の配役については広報等で公募を行いました。その結果、加悦地域から42名、岩滝地域から112名、野田川地域から35名、小学生は52名の子供たちにご参加をいただき、岩滝地域だけではなく、加悦地域、野田川地域も一体となって進めてまいりました。特に奴の皆様にはお仕事でお疲れのところ、8月下旬から練習をお世話になり、配役によっては深夜に及ぶこともあったとお聞きしております。こうしたご労苦があつて、当日はすばらしい大名行列を披露していただきました。次回開催に向けての反省点は多々あるものの、岩滝に百七十有余年伝わる豪華けんらんな大名行列がご来場いただいた2万人の観客の皆さんを魅了したものと確信しております。またことしのオータムフェスティバルは岩滝大名行列の共催事業と位置づけ、大名行列のおもてなしをするというコンセプトのもと、例年開催場所としております岩滝体育館周辺ではなく、相乗効果を期待して阿蘇シーサイドパーク内で同時開催したものでございます。当日は42ブースの出店があり、出店ブースの総売上額が407万9,511円であり、ほとんどの店舗が完売状態であったとのことで、出店者からは大盛況で予想以上の売り上げとなったとの、そうした声も聞いております。

次に大名行列、オータムフェスティバルに係るサポート体制と職員の動員についてお答えいたします。大名行列を実施するに当たり、何より重要となるのが交通安全対策としての交通規制でございます。今回は午前の部で主に岩滝海岸道路を、午後の部では役場前の国道178号の一部を通行どめにするということで、いずれも主要道路であり渋滞が予想されたことから、多くの皆様にご協力をいただきました。交通規制箇所については宮津交通安全協会の皆さんに、また駐車場から会場に向かうまでの横断歩道及び会場周辺駐車場の誘導につきましては、与謝野町交通対策委員さんにお世話になり、また雑踏警備及び駐車場の誘導は警備会社にお問い合わせいたしました。動員数といたしましては、交通安全協会が18名、交通安全対策委員が8名、警備会社から25名の51名体制で交通規制、駐車場誘導をお世話になりました。

次に職員体制でございますが、主要交差点の交通規制、看板設置、駐車場誘導に31名、行列



付として13名、衣装着がえ場所及び控室として使用した阿蘇海集会所、岩滝保健センター、知遊館、東町会館及び岩滝体育館付として21名、本陣式典担当として8名、オータムフェスティバル付として7名ほか、職員だけでも100名体制で大名行列をサポートしております。

次に経費及び基金の状況につきましてお答えいたします。大名行列はご承知のとおり、岩滝大名行列継承基金を毎年200万円積み立てることとし、10年間で2,000万円を積み立て、それを原資に実施することとしております。今回の大名行列での経費については現在決算を出せる段階ではありませんが、約1,700万円程度の支出を見込んでおります。ただ京都府地域文化活動支援補助金及びコミュニティー補助金の合計400万円の助成をいただくこととしておりますので、基金からの持ち出しとしては約1,300万円となり、約700万円は基金に残るものと試算しています。

最後に大名行列に係る今後の方針でございますが、これまでどおり毎年積み立てをしながら10年ごとに開催をするのか、または大名行列を次代につなぐ、継承していくという観点から規模を縮小して、あるいは開催年の間隔を短くして開催するのかが今後の大きな課題でございます。こうしたことも含め、今回行列参加者を対象にアンケートを行っているところでございます。その結果も参考にしながら、大名行列保存会、大名行列実行委員会の皆さんとともに検討してまいりたいというふうに考えております。以上で塩見議員への私からの答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 塩見議員の質問、答弁の途中ですけれども、ここで暫時休憩をいたしたいと思っております。11時まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、塩見議員の一般質問を続行します。

答弁を求めます。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 塩見議員のご質問、校庭の芝生化につきましては、私へにもお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

先ほどの町長答弁と重なった部分もございますけれども、私どもの見解を答弁させていただきます。塩見議員がご紹介されたとおり、メリット・デメリットはそのとおりだと、そのように思っております。ただ私どものほうでいきますと、確かに土の運動場よりも体力が身につくことや、ストレスが減り大人数の遊ぶ子供がふえた。それが体力テストやその他の調査の結果で報道されているところでございます。そのように芝生化はさまざまな効果があると言われております。そのため、国のほうからの支援、文部科学省による屋外教育環境整備事業で3分の1が国庫補助の対象となっております。しかしながら議員ご紹介の鳥取方式で試算をいたしますと、学校グラウンドの場合ですと、例えば7,000平方メートルの校庭を例にとりますと、700万円かかることとなります。国の補助金を差し引いても460万円は町の持ち出しということとなります。また芝の管理費用も、1平方メートル当たり年間100円程度で試算しますと、年間70万円となります。さらに学校のグラウンドにつきましては地域の運動会等催されますし、また学校でも運動会がございます。100メートル、200メートルのトラックが必要となったりします。また事業が進めやすい都市部の学校と違って、学校開放も地域に積極的に行っております。先ほど

申しましたように区民運動会、あるいは年間を通じてソフトボールやサッカー、あるいはまたグラウンドゴルフなど、利用は多種多様にわたっていますので、そう簡単にはいかない点もあります。確かに先ほどの議員のご質問の中には、校庭全体ではなしに一部をとというお話もありましたけれど、それらを勘案いたしましてもさまざまな課題があると考えております。そのため、現在のところ私どもといたしましては芝生化の事業は考えておりませんというのが実情であります。以上、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは校庭、それから園庭の芝生化の部分から2回目の質問をさせていただきます。保育所の遊庭も学校の校庭も芝生化はいろんな面で課題があって現在はできないというような答弁でありましたが、どちらにしましても、芝生化をするということでメリットの部分かなりあるということは認識をしていただけているように受け取ったんですが、その点についてはいかがでしょうか。まず町長のほうからお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 芝生化ということについてのメリットも十分理解できますけれども、今の土のままであることのよさというか、メリットも、私は十分それと同じぐらいあるというふうに思っています。三河内幼稚園なんかでも運動会見ていると、はだして子供たちが走っています。芝生の上で走るのがいいのか、土のグラウンドを走るのがいいのか、教育的に考えてどうなのかといったときに、何か昔ながらのやり方、確かにグラウンドに石があれですけど、その前にはやはりみんなで石ころをどけたりする作業があったり、また子供たちがじかに足に土を触れて走るといふ、その貴重な機会だというふうにも思えますし、どちらがいいのか私自身は教育的な関知から考えればどうなのかということについてはちょっとなかなか判断しかねるというふうに思っています。景観的な意味から言えば、芝生化というのはいいいのかわかりませんが、ちょっとその辺は判断がしかねます。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育 長（垣中 均） お答えします。メリット・デメリットにつきましては先ほど議員も触れられましたし、私どももそのように思っております。そしてどちらがどうかということにつきましては、先ほど町長が答弁しましたように、私も同様でございます。またメリット・デメリット、それぞれ私は相半ばしているんじゃないかと、そのようにも思うわけでございます。土には土のよさがあります。そして便利さもあります。その点を考えますと相半ばしているんじゃないかと、そのように思っております。以上です。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 学校の校庭も保育所の園庭も半々だというような感じで思っておられるように受けとめました。確かに問題もあると思うんですが、一番はヨーロッパのまねをしたらとか、そういう意味で言うんじゃないですけども、実は京都府の知事さんも第1回の知事と語るワイワイミーティングですか、緑を守る、緑の公共事業という中でこのようなことを言っておられます。「私はこの前イギリスへ行ってきたのですが、どんな学校へ行ってもみんな校庭は芝生ですし、そこらじゅうに緑があふれている環境をつくっています。我々は何となく便利さのために学校の校庭もみんなコンクリートで固めてしまったりしていて、そういった一つの中で緑を失いつつあ

りますが、緑を守り、つくっていくということをどういう形で行政でできるか考えなければと思っております」と、こういう答弁されています、お話し合いの中でですが。これは都会地の方だとやっぱり緑が少ないんで、こういう緑をとということを強調されているとは思いますが、先ほど町長も言われましたように、確かにじかに土を踏むことで日ごろ靴ばかりはいている子供が土の感触を体で受けとめたりする、そういう機会も確かにあるとは思いますが、ただ運動会でも芝生であればできないということはないと思います。芝生に向けたラインですか、引くものもあるようです。石灰じゃなしに何か卵の殻だったかな、何かそういうものでつくってはっきりラインの引けるというものもあります。ただ一生懸命に走ると滑るかもわかりませんが、そういう部分もありますし、ただいろいろとまだまだ研究をしていただかなければならない問題が僕はあるんじゃないかと思えます。一応こういうことを提起、私のほうはしまして、ぜひ今後ともどういう方法をとればこのことは可能になるのかなということを考えてみていただきたいと思えます。特に言いましたように、全面芝生にするということじゃなくて、一部だけでも芝生にすることで、また子供たちの校庭を見る目も変わっていくと思えますし、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに都会なんか見ていると、すべてアスファルトのようなもので運動場そのものが覆われておりますし、そういうことから考えれば、芝生であっても土であってもやはり自然といいますか、そのまんま子供たちにはどちらであってもいいというふうに私自身思っています。それから確かにヨーロッパでは運動場はすべて芝生だということで、運動場はすべて芝生なのかどうかは私はわかりませんが、いろんな映像で見ていると大きな木の下にずっと、公園なんかは緑のあれがありますけれども、あれは決して芝生じゃなくて雑草なんですよ。だから自然を自然のまま残すという、そういう考え方の中からそういうものが生まれているのかなと思いますけれども、どちらにしましても、やはり子供たちのそうした教育や保育の環境の中でそうした方がいいのかどうか、これは研究する値はあるというふうに思っていますので、そうしたことも考えていく、どういうふう子供たちを育てる環境をしていくかという一つのその要素として考えることは必要かなというふうに思っています。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。これにつきましてもう1点、一つ校庭が先ほど砂ぼこりがするということを言いました。このことで、実はドクターヘリが来たことがあるんです。岩屋の場合は2回来たんですが、1回目は校庭におりてくれました。2回目は余りの砂ぼこりに校庭におりられないということになって、いろいろと探して、最終的に近所にあった駐車場がおりておりましたので、そういうところに何とかおりられて使用していただいたという経過もあります。広いそういう駐車場とか、そういうところがあるところはまだいいんですが、いわゆる緊急の場合にどうしてもヘリコプターなんかがおりにきにくいという、町内も幾つかの学校の校庭が、そういうものがおりてくるような場所に指定されていると思うんですが、そういう部分での緊急の場合の使いにくさ、それが校庭の芝にはないんですけども、そういう部分も実際に起きているということもあっておられますので、こういう部分についてもいろいろとまた研究してもらおう中には入れておいていただきたいとこのように思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらも含めて考える必要があろうかと思いますが、まず現場あたりの学校はどのように考えておられるのかというふうなことも含めてやはり考える必要があろうかと思いますが、一つの課題として今後の研究をさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。いろいろと現場の方々と考えていただくのは結構ですが、やっぱりどうしたらできるかなというモデル的なこともどっかの場所でやってみて、そしてどういふ結果が出るかということを実際の場所でやってみるということも必要じゃないかというふうに思うんですが、教育長はいかが思われますか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。その前に先ほどちょっと議員さん触れられておりましたヨーロッパの学校の話されましたけど、私はヨーロッパのほうにつきましては、いわゆるスポーツのあり方が違っていると思っております。いわゆる外国のほうは学校で体育をするということはほとんどないと思っております。いわゆるスポーツ競技等、学校のカリキュラムで扱っていないと思っております。いわゆる社会体育のほうで担っているのが外国の例でございます。日本はスポーツはすべて学校体育が基盤になっております。その大きな違いが校庭の仕様の違いにもなってきておると思っております。

それからいよいよお答えでございますけれども、いろいろ研究もしていかなければならない。子供たちにとって本当にそれが健康、発達の上で大切なこととするならば、やはり研究していかなければならないんじゃないかと、そのように思うわけでございますけれども、現在のところ、私どもは学校の環境整備につきまして、その自然の関係におきましても十分な管理状況ができていないというのが実情でございます。子供たちに校地内で緑をいろいろ目にする場合におきましても、例えば築山の剪定作業、それから校庭ののり面等の除草、そうしたものにもきゅうきゅうとしている状況でございますので、例え研究いたしましても、まだまだ課題は大きな足元の課題があるというのが実情でございますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。二、三十年先のことを私も言ったかもわかりませんが、でも将来的にはぜひこういうことは考えていただきたいと、このように思います。

それから大名行列のほうに移ります。大名行列の2回目の質問をさせていただきます。先ほど多くの費用や、それから人員の件についていろいろとご答弁をいただきました。そういう中で、そこに入る以前なんですが、実は与謝野町の第15回の定例会、平成20年3月の議会で上山議員の一般質問で岩滝大名行列の位置づけと題して質問をされておられます。その中で町長は、「大名行列は立派な時代絵巻として認識はして文化的価値はあるが、継承は住民の力で」と答弁をされています。上山議員は「通常のイベントとは違うので住民だけでは無理があり、過去から岩滝町が主体でやってきた」と。「町が主体でやって住民は所作の技能を継承する」というふうに言っておられます。町長は「主体は保存していこうという団体が中心になるべきで、継承ができないということは事業ができないということになります。住民のやろうとすることが大事であり、町は費用を支援する。そして全体を町が主体でやることは、町民にも理解してもらおうこ

とが難しいのでは」というふうに答えておられます。このことについてこの考えは今もお変わりがないのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特に地域のお祭りなんかは、住民の方たちの、その地域の方たちの自主的な思いでやっておられます。今回の岩滝の大名行列はそうしたものと違いますけれども、やはり所作を守っていきこうという、そういう岩滝の大名行列の保存会がありますので、やはりそこがやろうという思いに立っていただかないと、ほかの者はやり方もわからないし、またそうした中身についてもわからないわけでございますので、やはりそういう意味で、あの当時はまだ実行委員会を立ち上げてどうこうというところまでは至っておりませんでしたから、やはりまずはやろうという気持ちを町民の中から見せていただくということが大事じゃないかなというふうに思ったので、そういう言い方を申し上げました。今回それが全体的な中で実行委員会を立ち上げて、保存会が中心となって、町や、あるいは他の地域の方たちの協力を得てああいう形ができましたので、やはりそうした形でないとなかなか今後も進めていくことはできにくいだろうというふうに思っております。まずはやはりやろうという気持ちや熱意があるかということだというふうに思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） その継承する保存委員会の皆さんもそういう会を立ち上げられて、今後も一生懸命その継承についてはやっていかれるんじゃないかなというふうに思っております。そういうわけで、町はやっぱりそれを続いてやられる場合はやっぱりいろんな資金的な応援もしていかなければ、やっぱり事業はできないというふうに思います。先ほどはアンケートをとって、その結果も見ながらということをおっしゃっておられました。どういう方々にアンケートとられるのかということがちょっと今のところわかりませんが、町全体なのか、それとも事業に関係された、参加されたそういう方々を対象にとられるのかということについてちょっとわかりませんので、その分については、どういう方々を対象にアンケートをとられようとしておられるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけど、行列に参加していただいた方々にアンケートをお世話になるということでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） わかりました。それから今回の祭りの規模というんですか、動員体制というんですか、かなりの多くのボランティアの方にお世話になりながらこの事業が成功裏にできたと、このように思っております。そういう中で、職員の方々もかなりの方がオータムフェスティバルと両方ではありますが、協力をしていただけてできたというふうに思っておりますが、それぞれの職員さんがそのことについて、今後に代休を取っていかれるというふうに思うんですが、そのことに対して町のいわゆる仕事、そういう部分に差しさわりのないのか、あるのか、その部分についてお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 通常の休みといいますか、そうしたことでございますので、特に差しさわりはないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 差しさわりはないようにはされると思うんですが、たくさんの方が代休をかわるがわる差しさわりないように取られると思うんですが、やはりそこはそれだけの職員が通常の仕事から抜けていくという形になるんじゃないかなというふうに、こういうふうには私思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとわからないんですけど、大名行列にかかわらず、いろんな形でそうしたことをしたときには代休を取ってやるということですし、それぞれの課内で順番に考えながらやっておりますので、特別な支障は起きていないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 特別な支障はないということなんで、そうなんかなというふうには受け取るしかこちらとしてはないわけですが、その部分はそれじゃあ置きまして、今回基金が700万円ほど余るのではないかなというふうには先ほどおっしゃいました。いろんなイベントを町内でもありますが、すべての費用が町が負担してするというイベントというのはそんなに多くはないと思うんですが、やはりいろんなイベントをする場合、いつも町長は地域で頑張っていたきたいと。それでその頑張りを町もまた応援するというふうには言っておられますが、今後ともこの大名行列が続けていく場合、町がその資金的な面で丸抱えでやっていくという今回のような方式をとられるおつもりかどうか。仮に10年先にするとすれば、そのときにだれが町長さんになっておられるかということとはわかりませんが、今の町長のお考えとしてどうかということをお尋ねしたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階で今後のことについてなかなか結論を出すには至っておりませんし、今のところ、そうした今回の大名行列の取り組みについて、やはり検討したり、検証したり、反省したり、いろんな点があろうかと思えますし、財政的な面も含めて今後の課題になるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。それでは、今おっしゃいました検証やアンケートや、そういう部分ができましたらまた公開していただきまして、今後のいろんな我々も考えていく上での参考にさせていただきたいというふうに思っていますので、ぜひよろしく公開をしていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで塩見 晋議員の一般質問を終わります。

次に2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） 議長のお許しをいただきましたので、事前通告書に基づき、12月定例会の一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に事前通告書の記載ミスがございましたことを訂正し、おわびを申し上げたいと思っております。「TPP」が「TTP」となっており、正しくは「TPP」、トランスパシフィックパートナーシップでございます。大変失礼いたしました。

それではまず1点目として、TPP環太平洋戦略的経済連携協定参加についてでございます。

野田総理は先に開かれたアジア太平洋経済協力会議、APECの首脳会議において、環太平洋戦略的経済連携協定TPP交渉参加に向け、関係国と協議に入ると交渉入りを発表しました。アメリカ政府は日米首脳会議で、野田総理がすべての物品やサービスを貿易自由化交渉のテーブルに乗せると表明したことを発表しております。ご承知のとおり、TPPは加盟国間での取引にかかわる全品目の関税を100%撤廃する枠組みであります。加えてサービス貿易、公共事業等の政府調達、知的財産、人の移動等を含む包括的な協定であり、米国の輸出倍増、アジア戦略の一環となっております。もともと2006年にチリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの4カ国で発行したのが始まりであり、アメリカやオーストラリアなど5カ国を加えた9カ国で交渉中のものでありましたが、今回の日本の交渉入りによりカナダとメキシコも参加表明をいたしました。今回のTPPに対する方針は国民世論が二分され、関係者の多くが反対し、国民生活に多大な影響を与える恐れがある問題があるにもかかわらず、十分な情報提供と説明がないまま交渉のテーブルに着いたわけであり、これまでに44都道府県議会、市町村議会の多くの反対ないし慎重な対応を求める意思を踏みにじるものであり、問題であると私は考えております。TPP参加の影響は関税が全面的に撤廃されることにより、アメリカやオーストラリアなどの海外から安い農作物が輸入され、日本の農業は壊滅、国内生産は崩壊します。そもそも日本の農作物の平均関税率は11.7%でアメリカの5.5%に次いで主要国で2番目に低いわけで、自国にとって重要な品目についてはどんな国でもしっかり関税をかけ、自国の産業を守っております。日本は農業鎖国だ、バスに乗りおくれるな、など言われておりますが、日本の貿易は輸入大国であり、農林水産物も多く輸入しております。この関税の低さこそが日本の農業の疲弊、困難の要因にもなっているのではないのでしょうか。関連する広範囲の産業も廃業に追い込まれる可能性があり、地方経済は危機的状況に陥り、雇用も失われます。このことは、農水省が発表した試算では農作物の生産が4.1兆円減少し、食料自給率が13%まで低下するだけでなく、影響は経済全体にまで及び、雇用が340万人も減少し、日本のGDP、国内総生産を1.6%、すなわち7.9兆円押し下げるという結果が調査で予測されております。今述べましたように、農林水産業は壊滅的な影響を受けるのは明白であります。農林水産業以外で21の各分野に及ぼす影響も懸念されているところでございます。野田総理のTPP参加交渉入り表明から1カ月が経過したわけでありましたが、冒頭にも述べましたとおり、十分な情報提供と説明がない状況があり、昨日の新聞報道等でもTPP協議表明1カ月、建設、医療業界も危機感ということで、農林業だけがクローズアップされてきておりましたが、建設業界、医療業界でも関係者からは危機感と情報の少なさに困惑し、賛成も反対もないとの怒りの声が寄せられております。当町でも農業は基幹産業であり、当町の農業はもとより、町内経済にもはかり知れない影響を及ぼしかねないTPP参加についてお伺いしたいと思います。

一つ町長はどのようなご見解を持っておられるのか。

二つ、当町の農林業経営体質はどのくらいか。また農産物販売額、経営の面積はどのくらいか。当町に与える影響はどのように分析をされているのか。

次に2点目といたしまして与謝の海病院の拡充についてでございます。来年は医療と介護の制度が変わる年であります。自民、公明党は社会保障の予算を毎年2,200億円も削減してきており、自民党は後期高齢者医療制度などの国民の暮らし第一の政治への転換を約束いたしております。

ましたが、自公政治に戻り、社会保障の削減を進めている現状です。病気になっても病院へ行けないという声も出ております。このような中、11月19日の京都新聞の記事にありましたように、8月31日に与謝の海病院の拡充対策として「与謝の海病院あり方検討会」が開かれ、当町も会議に出席されたというふうに聞いております。その中では大きな制度変更が検討されているようでありますが、今後の見通しと考え方をお伺いしたいと思います。

一つ、国の医療制度はどのように変わるのか。

2. 与謝の海病院の拡充にどのような話がされているのか。

3. 住民の意見を取り込んでの話し合いが大事ではないか。

4. 町長としてどのような方向で取り組もうとされているのか。

5. 救急救命センターの設置、放射線科の設置、脳神経外科の充実などの取り組みはどこまで進んでいるのか。以上、私の1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員ご質問の1番目、TPP参加問題についてお答えいたします。杉上議員、また今田議員の一般質問の答弁と重複するかもしれませんが、お許しいただきたいというふうに存じます。TPPにつきましては、全国町村会においても3回の反対決議を採択しています。過疎、高齢化が進む町村にとってTPPは農林漁業だけでなく地域経済の崩壊を招く恐れがあると危機感を持っています。さらに農業だけにとどまらず、医療では国民皆保険制度が否定され、また公共事業に外国企業が参入してくる可能性や、食の安全ではBSE対策としての牛肉輸入規制がなし崩しにされる危険性もはらんでいます。さらに重要なことは、こうした内容が十分に知らされず世論を二分するような事態に至っても議論を尽くす時間さえ保証せず、TPP交渉参加を表明したことは到底納得できるものではないというふうに考えています。

次に当町の農林業経営体数はどれくらいか。農産物販売額、あるいは経営耕地面積はどのくらいか。当町の農業に与える影響はどうかとご質問ですが、農林業経営体とは耕作面積30アール以上の農家となっていますが、2010年農林漁業センサスでは、与謝野町の場合443となっています。農産物の販売額は13億円程度と考えており、そのうち米が半分を占めています。経営体の経営耕地面積は735ヘクタールで、平均経営耕地面積は1.7ヘクタールという状況でございますが、TPPが町の農業に与える影響につきましては全く判断できないという状況でございます。農林水産省の試算では、国内農産物の生産減少額は、先ほど言われましたように4兆1,000億円で、そのうち米が半分を占めているとしており、米主体の与謝野町の農業にとって影響は極めて大きいというふうに考えます。さらに食料自給率は40%から14%に低下し、農地の半分程度が耕作放棄地となるのではないかと、そうした見方もあります。TPPの影響で町の農業が成り立つのかどうか心配しているとともに、TPP交渉参加撤回に向けて全国町村会と歩調を合わせ取り組んでいきたいというふうに考えています。

ご質問の2番目、与謝の海病院の拡充についてお答えいたします。1点目の国の医療制度はどのように変わるのかについてでございますが、議員もご承知のとおり、これまでに高齢者医療制度改革が行われてきましたが、将来にわたって持続可能な社会保障制度の実現に向けた社会保障



と税の一体改革として成案がまとめられ、来年度にも法案化される、そうした予定が進められているところでございます。この成案には医療面におきまして、診療報酬、介護報酬の体系的見直し、国保の財政基盤強化などが盛り込まれており、この成案について市町村も参画する社会保障審議会でも協議が続けられており、年内にも具体案をまとめる予定とされ、大変大きな医療制度の改革になるものと予測されます。しかしながら、私どもも報道等で知るところでしかなく、協議が継続されている段階において、現在の後期高齢者医療制度の廃止も含め、具体的にいつどのように変わるのかを現時点ではお答えできませんのでご了承いただきたく存じます。

2点目の与謝の海病院の充実にどのような話がされているのかについてでございますが、この地域は過疎化や高齢化などの社会問題をはじめ、医師、看護師不足、また医療科の偏在など医療的な課題を抱える中、丹後地域の中核的病院である与謝の海病院では患者が中心の地域に開かれた病院を理念として、地域の方々に安心・安全な医療の提供をしていただいております。このような中、与謝の海病院が総合的かつ高度で専門的な医療を提供していただくため、府立医科大学と連携を一層強め、府北部における中核的病院、医師確保の拠点として一層地域の医療機関への支援や質の高い医療を安定的に提供する役割を果たすため、経営形態の見直しも含めた幅広い見地から検討をすることを目的として、府立与謝の海病院あり方検討有識者会議が設置され、第1回会議が今年8月31日に京都市内で開催されました。委員といたしましては、府立医科大学学長、京都府医師会長、京都府病院協会会長など7名と、オブザーバーとして地元2市2町の首長で構成されております。第1回目の会議は現状認識と丹後医療圏の現状が報告されるとともに、与謝の海病院の課題として府北部地域の拠点病院としての医師確保と、弾力的、公立的な病院経営による収支の一層の改善などが報告されました。議論の方向といたしましては、経営形態見直しの手法として地方独立行政法人がベター。したがって府立医科大学の附属病院化が最も適当な選択肢である。その理由として、医師の勤務形態の弾力化により専門医の人事交流が促進されるとのことでありました。さらに魅力ある病院にするためには、医師のモチベーションを向上させるような待遇、生活環境の整備も重要との意見もありました。また地元からの主な意見として、救急機能の強化、救命救急センターの設置、精神科、脳神経外科の充実などがありました。今後二、三回協議が続けられ知事に提言されることになるというふうにお聞きしております。このような中、先月の府議会決算特別委員会の総括質疑の中での知事答弁を受けまして、府北部の医療体制の充実に向けて有識者会議での府立医科大学の附属病院にする意見について前向きである与謝の海病院を府立医大とともに2大拠点とし、地域全体の医療バランスを取れるようにしたいと新聞報道されたところでございます。

3点目の住民の中での話し合いが大事ではないかと、それから4点目の町長としてどのような方向で取り組もうとしているのかについてでございますが、先ほど申し上げましたように、現在協議が進んでおります有識者会議での提言を受けて、京都府の中で府立病院としての望ましい姿について本格的に協議に入られることになるとお思いますので、その中で地域の声が反映できるよう要請していきたいというふうに思います。

5点目の救命救急センターの設置、放射線科の設置、脳神経外科の充実などの取り組みについてはどこまで進んでいるのかについてでございますが、救命救急センターの設置につきましては機会あるごとに設置の要望をしております。このような中、新たに平成23年4月に救急科が新

設されました。従来の専門診療科の医師で担っていた救急外来診療に救急専門医を配置することで、診療の円滑化、専門診療へのスムーズな移行を目指すこととされるなど、断れない救急プロジェクトとして与謝の海病院と関係医療機関が総力を挙げて救急診療を実施する丹後救急総力作戦を実施し、救急体制の充実を図っていただいております。放射線科の設置につきましては、現在では放射線科の医師の配備はないものの、今年度CT、MRIの医療機器が更新される中で、画像診断システムにより遠隔で民間の診断機関と二重のチェックをかけて診断されております。脳神経外科につきましては平成22年5月から、外来診療につきましては関本院長をはじめ、舞鶴医療センターからの派遣医師により週3日の診療体制が継続されております。さらに平成22年10月からは常勤の神経内科医を配備され、週3日の診療が行われております。また救急初期対応につきましては、必要に応じて舞鶴医療センターへの搬送、場合によっては医師の緊急派遣を受ける救急オンコール体制を確立されております。現時点での脳神経外科における手術体制といたしましては、慢性硬膜下血腫等対応可能な症例については舞鶴医療センターの協力を得て実施できる体制を確保されているものの、医師の常勤化に向けて要望を継続していきたいというふうに考えております。以上のように、府立与謝の海病院が医師確保をはじめ、安心・安全で良質な医療の提供が安定的、かつ継続的に行えますように、地域の中核的病院としてさらなる充実を目指して、今後とも近隣市町と連携しながら京都府への要望を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、格別のご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます、和田議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ご答弁ありがとうございます。TPPについてですが、先ほども述べましたとおり、農林水産業だけでなく21分野にわたってさまざまな影響を及ぼすもんだと私は考えておるわけですが、ちょっと再度この21の分野について何点かお聞きしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

まず医療の面なんですけども、これによって医療の営利重視が強まり、国民皆保険制度が崩壊するなど言われております。アメリカはこれまで日本に対し保険診療と保険外診療、これ自由診療ですね、併用するといった混合診療というものを全面的に開放、解禁してほしいとか、病院の株式参入を求めてきているわけですけれども、この混合診療が全面解禁されれば価格を自由に決められる、こういうふうな自由診療が拡大して、健康保険の対象が縮小し医療に格差が生じる。受けたい方が、高度な医療はお金を出せば受けられるということにもなるんかもわかりませんが、お金がない人が医療が受けられない、このような状況が発生するのではないかなというふうに考えておるんですが、町長いかがお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 私自身も詳しくはわからないわけですが、自由診療、そして保険で対応するというような診療の混合が起こってきますと、例えば薬一つにしても自由に選べるということになってきますと、やはりそこでいろんな格差が出てくるのではないかなと。例えば内容的にまだはっきりとしておりませんので、保険で持つ部分が、今ですと全額ということになってきますけども、それがどの程度、3割程度になるということで、診療を受ける人にとっては支払うそうした医療費というものは少なくなるかもわかりませんが、そのことによって今度は国

が、我々が、国がつくっておりますそうした制度そのものが耐えきれなくなるようなそういう事態も起こってくるのではないかなというふうな心配が予測をされるのではないかなというぐらいなことで、どこまでどう影響が出てくるのか。やはり方向性もはっきりと論議した上で、やはりこのことに参加する、しないということをやはり決めていただかないと、それぞれの分野で非常に大きな課題を持っている中身だというふうに思いますので、そうした中身も、我々もわからない、わからないではなしに、やはりそれをどんどんと情報を提供していただくような、賛成するにしても反対するにしてもそれぞれの分野でのデメリット、あるいはメリット等を明らかにしていただくようなことをきちっとしていただきたいなというふうに考えております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。町長おっしゃいましたように、情報の少なさに各業界も困惑されておるとい、こういう状況かなというふうに思っております。先ほどBSEの件が出ましたですけれども、この次の食の安全について、交渉では農産物の貿易自由化拡大によって消費者団体などから安い安全でない食品の輸入がふえるというような不安の声、こういうふうなものも出ております。またアメリカが日本の残留農薬基準、これの見直しを要請したりだったりとか、またBSE発生による米国産の牛肉輸入規制の緩和、これを検討するように要請してきたりだとか、また遺伝子組み換えの食品等、これが入ってくるという、こういうふうなことが懸念されるわけですけれども、この辺のところはどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらにつきましても非常に懸念される部分があるというふうに思います。今ですと、この食品については遺伝子組み換えをしておりませんという、そうした表示をしてほかのところとの差別化というか、区別化をしているわけですけれども、そうしたものがなくなるということは、消費者にとっても本当に安全なのかどうなのかという、その基準といいますが、目安が全くわからなくなる、価格での勝負になってきますので、そうなってきますと、先ほど申し上げましたように、安全・安心なものを一生懸命つくって提供しようとしている、そうしたところはやはりコストもかかってくるし手間もかかってきますけれども、全くそうしたものが消費者に伝わらないということは、そうした安全性についても確保できなくなってくるという、そういう危険性が大変あるというふうに思っておりますので、それらについてもどういう形になるのか、またそうしたものをきちっと判断できる基準が示されるのか、それらについても大変危惧するところでございます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 次に政府調達、これは公共事業についてのルールなんですけれども、政府や自治体が物品を調達したり、また公共事業を発注するルールというのを規定する分野なんですけれども、これによって、今現在与謝野町でも行われてますように地元の業者にできるだけ発注するというような、こういうことがやっていたいっているわけですけれども、海外の参入、これが拡大すると値下げの競争、これが拡大して地方の中小業者、建設業者等が打撃を受けかねない、このような状態になるのではないかなというふうに考えておるんですけれども、この辺のところはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私もそういう危惧感はもちろん持っております。いろんな輸出をしている中小企業の小さいところの企業を外国からの発注があったりして、そういうところは非常に小さくても生き残っていけるんだというようなことが出ておりますけれども、実際にそうしたところというのは非常に少ないわけでございますので、そうしたことがグローバル化されるということになりますと、やはり日本としてきちりと守りたいところがどれだけ保証をしてもらえるのか。すべて関税を廃止ということになってきますと、それが守りきれないという予測のほうが成り立つことが大きいような気がしますので、それらも気がするというふうな状況の中で、本当に数値的にもどうなるかという、そうしたものをきちりと示していただきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員の一般質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、和田裕之議員の一般質問を続行します。  
和田議員。

2 番（和田裕之） それでは引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

午前中いろいろと言わせていただいたとおり、TPPの21分野、これすべて言わせていただくと大変時間がかかり、時間がなくなりますので、これぐらいにさせていただきたいと思っております。述べさせていただいたとおり、3分野でも大変わからないとかいう点が非常に多いという面で、大変これがTPPが実施されると町内の皆さんであるとか、中小業者の皆さんに悪影響が出るというふうに私も考えております。このような中で、全国の町村会、これと一緒に内容がわからないまま参加しないように働きかけていただきたいというふうをお願いしたいと思っております。

次に2点目の与謝の海病院についてですが、これについては前向きな答弁をいただいたと思っておりますが、何か質問させていただきたいと思っております。有識者会議の中で独立行政法人化の話、この話があったかというふうにお伺いしておりますけれども、府下の独立行政法人化した病院では独立採算制により赤字診療科、これの閉鎖ということが行われており、この点を心配されるわけですが、この点のほうはいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、今現状をまだ報告を聞いただけのところございまして、それらを今後どうしていくかという点につきましては、まだそこまで出ておりませんし、そうした中での今後の協議になろうかと思っております。もう少し中身について私自身も研究させてもらう必要があるかなというふうに思っております。具体的にどういう形になればどうなるというところまでの専門的な知識はまだ持ち合わせておりません。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。午前中おっしゃっていただいた医師確保、医師不足というのもあるわけですが、府立医大の附属病院化というふうに新聞でも報道されておりましたけれども、これによって医師不足、これが解消されるのかどうかという点をお聞きしたいのと、それはそれとして一つの方向性であるというふうには思っておりますが、一方で北部の地域医療全体を

京都府全体の病院が連携して支えていくという、こういう体制がつくられてこそ与謝の海病院の医師不足を解消できるのではないかとこのように考えておりますが、町長いかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） どういう形にいたしましても、今回のそうした議論の中では、やはり今の状態のままではだめだということが前提でございますし、それを解消するためによりよい方向性、あるいはよりよい方向がどうすればいいかということが最大のポイントだというふうに思っております。そうした中で、やはり医師の確保、あるいは効率的な病院運営ということもこれは避けて通れない部分でございますし、それらが医師のそうした勤務形態の形が変わることによって今まで以上に専門医等の人事交流等も図られる、そのことによってこの北部の病院であります与謝の海病院においても大変そうしたことによる効果というものを私自身は期待しているところでございます。そうした方向性に行くような方法を、やはり専門的な知識と我々こうした地元の自治体との要望等がどれだけ生かされるかによって判断すべきではないかとこのように思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 京都府のほうでも北部医療の再生計画でこういう機関をつくるということが打ち出されて始められているというふうには私も思っております。次に国の医療制度によって全国の多くの病院が医師不足、看護師不足、赤字経営に今追い込まれているということもでございます。その中で、医師がふえ運営が向上している病院の特徴としましては、住民が病院や医師を応援されているということだと思います。与謝の海病院も住民とともに話し合い、考え、支援できる取り組みが必要ではないかとこのように考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、医師にとってもやはりモチベーションの上がるようなそうした体制というものが必要になってきますし、先ほどの農業事業者の方たちも同じですし、やはり田舎にいてもその中できちっとした子供たちの教育や、あるいは住宅、またそうした中でのやる気といいますか、地域が支えているんだという、そうした目に見えたものがないとなかなか同じ条件では難しいのではないかなというふうに思っております。そうした意味で、今までも与謝の海に来ていただける医師の確保について我々自治体も支援させていただきましたし、またそうした中で直接そうした医師の方と話し合いを持たせていただいたこともございます。やはりそうした地域との連携といいますか、理解、協力が不可欠であるというふうに思っておりますので、それらについては我々も自治体としてできる支援はしていかなければならないというふうに考えております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 最後お尋ねしたいんですけども、先ほどからお話してますとおり、有識者会議、1回目が8月13日にあったというのを伺いしとるんですけども、今後の予定とかというのがわかりましたらお教えいただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 第1回目のとき、私他の公務で出席できていまして、その報告は聞かせてもらいましたけれども、担当課のほうからお答えさせていただきます。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 和田議員のご質問にお答えいたします。先ほど町長も答弁にありましたように、8月31日に第1回目の会議が持たれました。内容は答弁のとおりでございます。第2回目といたしまして、今月の12月21日に予定されております。議題といたしましては、第1回目の現状、それから課題等を踏まえまして、より具体的な基本方針の策定を進めていくということで、今後何回会議が持たれるかはちょっとまだ聞いておりませんが、会議を経て知事に提言をされるというふうに聞いております。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） 与謝の海病院も4月には救急科、これが設置され、一時休診しておりました脳神経外科も今再開されておるといふ状況で、少しずつですが拡充というか、充実できてきているのかなというふうには思います。ぜひまた今後も会議の予定があるということで、その場でさらによくするようにご要望をしていただきたい、こういうことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（井田義之） これで和田裕之議員の一般質問を終わります。

次に10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは一般質問通告書に基づきまして、3件にわたり質問をさせていただきます。

第1件目は後期基本計画についてです。10月31日に開催された総合計画審議会において、後期基本計画の策定に当たり町長は五つの基本的な方針を総合計画審議会へ諮問なさいました。その三つ目に後期基本計画は前期基本計画を基本に見直し、社会情勢の変化や諸制度の変更及び計画の達成状況を踏まえ、また策定に当たって実施する住民アンケート結果を考慮し、新たな計画を策定するとの項目を挙げられています。本方針項目は策定内容に直接かかわるものと言えますので、次の2点につき詳細なる見解を求めたいと思います。

第1点目は、町長は前期基本計画策定時と現在を比較され、社会情勢の変化をどのようにとらえていらっしゃるのか。またその変化に伴い改定が想定される計画は何なのか。お伺いしたいと思います。

2点目は、前期基本計画策定時に引き続き、団体懇談会や審議会と策定委員会との合同会議、住民アンケートなどの実施により、住民参加の仕掛けを取り入れられるとされていますが、その住民アンケートの内容はどのようなもので、またどのような方法で結果を考慮されていくのかお伺いしたいと思います。

そして3点目は、私から後期総合計画策定に当たり提案をさせていただきたいと思いますので、ご見解をお伺いいたします。数カ月前にふと与謝野町在住の同級生は何人いるのだろうかという疑問に思い、住民環境課の助けを得ながら調査を行いました。私が中学校を卒業したころには町内に300人を超える同級生がいましたが、私と同じように今年度30歳を迎える町在住者は184人と統計結果でした。つまりここ十数年で300人中の116人、約4割の私の同級生は何らかの理由により当町を離れているということになります。この統計結果は私たち世代特有のものではありません。今後はさらに人口流出が進み、300人中の130人、300人中の

150人が当町を離れていくという状況が生まれるかもしれません。そんな状況の中で、私の同級生で言えば、与謝野町を離れている116人も同じ与謝野町民としてとらえ、まちづくりを進めていくことができるならばより広がりのある町をつくることができるのではないかと思います。地方自治法第10条においては、住民を市町村の区域内に住所を有するものは当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とすると定義していますが、人口流動が増加の一途をたどる現在においては必ずしもこの定義に当てはまらない住民も存在しています。つまり市町村の区域内に住所を有してはいないが、感情的なつながりなどを有するものです。それは私の同級生であれば町外で暮らす116人であり、今では離れた町で暮らす皆さんの同級生や家族ということになります。ぜひこの点も議論の俎上に上げていただき、後期基本計画策定の検討をしていただくよう提案したいと思います。

第2点目は、平成24年度予算編成についてです。現在当町では平成24年度予算編成が行われています。町長から予算編成方針が示され、各課が町長方針に従い予算要求をした後に予算査定を経て、当初予算として議会に上程されるというプロセスを経ていると聞いています。しかし、その予算編成過程での役場内会議は町民に対して開かれていないため、どのような基準で予算要求がなされ、どのような理由で増額・減額がなされているかを知ることができないというのが私の現状認識です。以上を踏まえまして、次の点につき質問いたします。

1点目は、平成24年度予算方針はどのようなものか。またその編成過程について詳細なる報告を受けたいと思います。

そして2点目は、また私からの提案とさせていただきたいと思いますので、ご見解をお伺いいたします。私は当町が保有している情報そのものもまた税金で生産された町民の所有物であるし、情報開示が進むことによって住民参画は促進されていくという観点に立っています。当町の予算編成過程においても原則公開するべきだと考えています。ゆえに、当町の予算編成過程の全面的な可視化、透明化を提案したいと思います。

3件目は区間交流の促進についてです。9月定例会の一般質問、自治区活動のさらなる促進に向けての際、町長の答弁で、各自治会同士のネットワーク化や地域コミュニティを担うための人づくりが必要だと考えているとのご見解をお伺いいたしました。私もまた町内の一体化の醸成促進の観点から、特に旧町間の垣根を越えた各自治会同士の交流促進をしていくべきだと考えています。その具体策についてお伺いしたいと思います。以上3件にわたり、一般質問のご答弁をよろしくお願ひいたしたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 山添議員ご質問の1番目、総合計画、後期基本計画の策定についてご質問にお答えいたします。ご承知のとおり、与謝野町としての最初の総合計画は、平成29年度までの10年間の基本構想と、その基本構想の前期に相当する平成20年度から平成24年度までの5年間にわたり各分野で取り組む施策方針を体系的に示した前期基本計画とで構成していますが、この前期基本計画が平成24年度末で終了することから、平成25年度から29年度までの5年間の後期基本計画を策定することとしています。策定にはおおむね1年の期間を見込んでおり、先の10月31日開催の総合計画審議会におきまして、後期基本計画の策定について諮問をさせ

ていただきました。また同審議会では、策定の基本的な考え方、手順、策定の体制、スケジュールの基本方針案を提案、承認されたところでございます。策定の基本的な考え方につきましては、社会経済情勢の変化や諸制度の変更及び計画の達成状況等を踏まえ、また後期基本計画策定に当たって実施する住民アンケート結果を考慮し新たな計画を策定する。なお基本的には前期基本計画を引き継ぎながら、人口減少と少子高齢化に伴う地域活力の低下抑制、また合併特例である地方交付税の合併算定優遇措置の終了を踏まえた財政運営を十分考慮し策定するという内容でございます。

ご質問の後期基本計画の策定に当たり、社会情勢の変化をどのようにとらえているか。また変化に伴い改定が予想される計画は何か。住民アンケートの内容と結果をどのように反映するかということでございますが、総合計画を策定してから4年が経過し、この間町の将来像、基本理念、基本目標を示した基本構想につきましては、これもアンケートをとってやったわけでございますが、修正が必要と言えるほどの劇的な変化はなかったものというふうに考えていますが、各分野で取り組む施策方針に影響する変化は少なからずあったものというふうに考えています。それぞれの分野における取り巻く状況の変化は、今後審議会の見直し作業の中で明らかになるだろうというふうに思いますが、全体にかかわることとして、人口減少と少子高齢化が進んでいること、経済、雇用情勢が好ましくないこと、国の地方分権推進の方針と今後の町財政の持続可能な運営への備えが大きな視点であるというふうに考えています。またこれは予想ですが、東日本大震災の影響により、安心・安全に対する意識が強くなっていることや、節電の影響により省エネや地球温暖化といった環境問題にも一層興味を持たれる方がふえているのではないかとこのように考えております。現在後期基本計画の策定の参考とするため、住民2,000人を対象にアンケートを実施させていただいております。アンケートの内容は、これまでのまちづくりの満足度、今後力を入れるべき施策、まちづくりへの参加実績と今後の参加意識について伺っており、統計的に集計、傾向分析した結果を総合計画審議会専門部会や、職員で構成します総合計画策定委員会、ワーキング部会に提示し、それぞれの分野の施策の見直しの参考にさせていただくこととしています。データで示すことが可能な取り巻く環境の変化や、アンケート結果のほか、委員の皆さんの日々の生活の中で感じておられる課題や、今後に対する考え方、また職員が業務を行っている中で把握している現行計画との乖離に対する修正等を加え、後期基本計画案の策定作業が行われるものというふうに考えております。したがって、改定が予想される内容は現時点では詳細まではわかりかねますし、審議会へ諮問をさせていただいた私が今修正の中身について具体的に言及することはむしろ控えさせていただくべきではないかというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお提案いただきました市町村内に住居を有してはいないが感情的なつながりを有している人、例えば出身者の方も地方自治法で規定する住民として広く解釈し、後期基本計画策定の検討をするべきだということですが、おっしゃる趣旨が出身者の方々もまちづくりに参画していただくという趣旨の施策を計画に反映してはどうかということであれば、私もそれには賛成ですけれども、出身者の方に対して直接に何か恩恵がある施策を設けるという趣旨であれば、それは与謝野町のまちづくり計画である総合計画にはそぐわないのではないかとも思いますので、その点は議論が必要になるかというふうに思っております。



次にご質問の2番目、平成24年度予算編成についてのご質問にお答えいたします。予算編成過程の全面可視化、透明化、あるいは不合理な場合を除いて情報は原則公開であるべきとのご提案でございますが、私の考え方は、予算編成過程において可視化、透明化、情報の公開にはやはり限りがあるというふうに考えております。その理由といたしましては、予算を議会に提案する前に公開してしまうということにつながりますので、議会の議決権を阻害する恐れがあります。また各分野の予算は、各種団体や事業者、個人などの利害関係にも少なからずかわりがあることですので、声の大小や、個人の特定意見に左右される恐れや、予算の争奪につながってしまう恐れもあります。したがって、議員ご提案の予算編成における全面的な可視化、透明化、公表前の情報開示は問題が多いのではないかと考えております。去る11月1日に平成24年度の予算編成方針を庁舎内の各課長等に示しております。私はその中で、国や府の動向を見きわめるとともに、関係機関との連携を密にして情報把握に努めていただき、的確な見通しでの予算要求を行ってくださいと指示しております。関係機関と連携を密にしてとの指示をしておりますのは、予算に掲げるすべての事業は町民へのサービス向上を目的に実施するものであり、そこにはさまざまな分野でまちづくりを担っていただく各種団体の存在がありますので、これらの団体との連携を密にすることで、よりきめ細かな点に配慮するとともに、費用対効果なども十分考慮した予算計上につながるものと考えているからでございます。また町政懇談会やいろいろな情報ツールを活用した広報、広聴機会の充実、各窓口業務や住民と接する多くの機会を通して日ごろからお寄せいただいている住民の皆様からの声に対しても改善や充実、新規の事業として反映できるものについては予算化するなど、常にいろいろな意見や考え方が行政運営に生かされないか、町民の目線で物事を考えるよう、常々指示をいたしております。このような住民の声を生かした考え方で予算編成であり、それを予算としてまとめたものを議会に提案させていただき、ご審議いただく運びとするのが本来の地方自治の進め方ではないかというふうに考えております。また議会提出後は補正予算も含めてすべてオープンにしておりますので、一定の透明性は確保されているものというふうに考えております。また一方で、まちづくりへの住民参画機会として当初予算を議会へ提案させていただく前に、総合計画審議会においてローリング方式で3年間の実施計画を審議いただいております。この中で改めるべき点や新規施策等についての積極的なご提案はあり、それらについては年度途中の補正予算や次年度の予算に反映しているといったこともございます。以上のように、予算編成における可視化、透明化、公開前の情報開示は難しいと考えておりますが、広報、公聴機会の充実や、あるいは住民の皆さんと情報の共有を図りながら予算に反映させることを基本に考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

ご質問の3点目、区間交流の促進についてでございますが、9月の定例会で自治会同士ネットワーク化や地域コミュニティを担うための人づくりの必要性についてご答弁させていただいたところでございますが、過日開催されました与謝野町岩滝大名行列もその一つだというふうに考えております。塩見議員のご質問にお答えさせていただきましたが、このイベントは24区の各区長をはじめ、各区の役員の皆さん、さらには各区から選出された区民の方々が世代を超えて参画していただいた催しでございました。1日のみの開催ということもあり、なかなか相互の連携とまではいかなかったと思いますが、開催に向けての所作の練習などで各地域の方々の交流の場づくりとなったというふうには確信しております。また区間交流は単に自治会同士だけではな

く、町民駅伝や町民文化祭の開催など、体育協会や文化協会をはじめとする各種団体のご尽力により年々盛んになってきており、また消防団活動をはじめ、町連合PTA協議会など、既に学区を飛び越えての交流が進んでいるのも事実でございます。いずれにいたしましても、今後もさまざまな視点から町内の各地域を超えた人と人との交流を促進するよう努力してまいりたいというふうに考えておりました、町民の皆さんの自主的な交流活動に支援を行い、町の一体感の醸成に力を注いでいきたいというふうに考えております。以上で山添議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ご答弁ありがとうございました。ご答弁が少し長くて、なかなか筆記が追いつかない部分がありましたので、もしかしたら再度ご見解をお伺いさせていただくかもしれないですけども、第2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

第1点目の後期基本計画の策定に当たっては、現在総合計画審議会に諮問をなされている最中で、そちらの議論を重視していきたいとのことで、どのような社会情勢の変化に伴い改定が想定される計画があるのか、まだ現段階では町長のほうから見解を述べることは避けていきたいのご答弁だったかと思うんですけども、4年前に第1次の総合計画が、基本計画が策定されたときにはどのような審議会からの答申を受けて、例えば町長の変更点があったり、ここはちょっと審議会と町長の考え方の相違点があるなどか感じられて指示をなされた部分というのはあったんでしょうか。少し古い話になるかと思っておりますけれども、少し確認をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前期の基本計画、そして今度は後期を立てますけれども、毎年3年間のローリング方式という格好で、この施策だけはどうしても取り組んでいこうというものについて、1年ごとにどこまでできたか、その間にまた新しい施策を取り入れるべきだというふうなことが総合計画審議会の中で出てまいりましたら、それは実施計画の中に盛り込まれて、それは両方、総合計画審議会ですから住民の方たちと行政との一定のそうした確認の上で、それは必ずやっぺいこうという形、ただ100%できるものもあればそうでないものもございまして、そういう形でキャッチボールをしながら1年ごとのローリング計画でもってやっておりますので、特別私のほうからこれを大幅に変えるだとかそうしたことにつきましては、その実施計画を立てる中で、直接ではございませんけれども、一定の確認ができるものというふうに思っておりますし、そうした大幅な変更というものは今までにはございません。それと今後についてどういったことが予想されるかという中では、先ほども言いましたように、やはり東日本の大地震がありましたので、やはり住民の皆さんの中には安心・安全なまちづくり、特に防災についての考え方というものについて非常に大きな関心を寄せておられると思っておりますので、後期の基本計画の中には特にそういったことが盛り込まれるのではないかなというふうな予想が立ちますけれども、それらについて住民の方たちがどういう思いをお持ちなのか、アンケートを通じて我々も勉強させていただいて、その中で後期の基本計画を大枠のところを立てていただいて、それを具現化していくということになるかと思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 基本計画と実施計画は密に連動しているかと思えますし、各それぞれの計画に際してチェックバランスは取れているかというふうに私も思っております。しかしながら後期基本計画の策定に当たっては、やはり町長がどのような情勢の変化等々を感じていらっしゃるのかによって策定のプロセスにおいても何かしらの影響があるのかなというふうに思いましたので、確認の意味も込めてご質問させていただきました。

次に住民アンケートの内容をどのように考慮されていかれるのかということなんですけれども、これも第1次の基本計画が策定されたときに一度振り返ってみたいというふうに思うんですけれども、第1次の基本計画が策定された際には、どのような住民の、どれくらいの住民の方々が意見を述べられて、そしてその意見をもって計画に反映されたのかといったデータのご紹介等もしていただけるならばわかりやすいのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） あのと時の住民アンケートにつきましては、この与謝野町のいいところ、また改善してほしいところ、それから現状、一番問題意識を持ってられるところ、少子高齢化だとか、それから商業というか、もう少し活性化をしてほしいだとか、当時からも福祉施策に力を入れてほしいだとか、そうしたアンケートをとった中で、きょうちょっと手元に持っておりませんが、すべて総合計画の中のアンケートの中身につきましては確か載せていたと思いますので、それらを見ていただけたらわかるかと思えます。ですからその当時と今とでどれだけ社会的な情勢が変わってきたかという、そう大きく変わっていないのではないかなと。その中で特に新しい要素として、先ほど言いましたように、決して地震やそういういろいろな津波、また原子力の問題等につきましても、これは地域が別だからということではなしに、やはりどこの地域にいても皆さんが関心を持っておられる内容であろうと思えますから、恐らくアンケートの中にはそうしたものが出てくるのではないかなというふうに思っております。この総合計画というのは、これは私の計画ではなしに住民の皆さんの計画ですので、広くご意見を聞いて、そしてそれらの中で、みんなの計画、広がる計画、できる計画という、具体的にできるような方向へ持っていくための総合計画ですので、今後総合計画を立てていくのかどうかは別としまして、今の段階ではそうした方針の中で皆さんでつくり上げていただく計画であるというふうに思っておりますので、その方向性等々については今の中で、私自身はそうした総合計画を町民みんなの、一つの町の憲法というふうな位置づけの中で、それに沿った中で具体的にその年その年にできるそうした施策を工夫しながらやっていくという、そういう姿勢でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） ありがとうございます。いずれにしてもその住民アンケートの結果をどのようにその計画等々に考慮して、そしてみんなの計画として基本計画がつくられていくのかというような判断については、やはり数値的なあらわれも出ないことですし、難しいことだというふうには思っております。しかしながら、例えば住民の方により一層意見を出していただけるように、こちらから、町長部局のほうから働きかけるなど、幾つかの取り組みができるかというふうに思いますので、今回の後期基本計画の策定に当たっては、その点もより一層促進していただければいいかなというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのところでございます総合計画審議会というのは、やはり住民の代表の方たちが出て、また公募によっても手を挙げられた方も入った中でそうした計画をつくっていかうということでございますので、その中でとられたアンケート、その集計に基づいてこういった方向で行きなさい、行ってくださいというか、そういう答申が示されると思いますし、それをもとに、やはりもっと多くの人の意見聞くべきだということになろうかと思えますけれども、当然皆さんにそれらをお知らせすることによっていろんな意見を出していただけることになると思いますので、それらには十分耳を傾ける必要があるかと思えますけれども、やはりそうした審議をしていただく、前段の議会でお認めいただかなければなりませんので、その前段のところをやはり町民の方たちの力をおかりしてつくり上げていこうというのが総合計画でございます。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 次に移りたいんですけれども、先ほど提案をさせていただきました件なんですけれども、どのような意図で私がこの提案をしているのかちょっと明確ではないというふうにご答弁をいただいたので、わかりやすくご説明させていただきますと、今朝の今田議員の議論の中で、与謝野町産のお米を、例えば遠方に住む家族であったり、親戚の方に送り届けてPRをしていただくといった町長のご発言があったように、私が申し上げているのはそういうことです。つまり、出身者の方はそれなりの思い入れを当町に持っていらっしゃると思っておりますので、そういった彼らに対して、例えばこういったことをお願いできないかというような問いかけを当町のほうからしていくことができればよりいいのかなといった思いの中で、この提案をさせていただきました。なので、先ほどのご答弁の中であつたようなことも私の提案には含まれると思うんですけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうしたことにつきまして、町民の方々が、例えばそういうことを自分の友達や親戚にも知らせていきたいと、そのためのいろいろなパンフレット等がないかというようなことであれば、それらを役場に言っていただきましたら、それは提供させていただきますし、その人のご判断でやはりそれを送っていただくなり、知らせていただくなり、またいろんな方法があると思えますし、そういう意識を町民の方が持っていただくということがまず大事ではないかなというふうに思いますし、直接そうした方たちに町が施策として打って出るということについては、これはちょっと違うのではないかなと。やはり与謝野町を預かせてもらっているのは、まずは町民の方たちに対するサービスをどうしていくかということでございますので、そうした精神的な面で応援していこう、またつながっていこうという方々に対しましては、我々もそういう意識は必要かと思えますけれども、町民の方がやはりそうした意識を持っていただくことが大事ではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） もちろん、現在与謝野町に住居を有していらっしゃる方々が中心となってこの町はつくられていくべきだというふうに思いますが、私が提案をいたしましたのは、また別の形でこの町を広がりをもたせられるような要素として、そういった出身者の方々にご協力をお願いできることがあるんじゃないかなという趣旨のご提案であります。そして午前中に町長もおっしゃられたように、そういった取り組みをこの総合計画審議会でもそうですし、合同委員会等々でも

そうですけれども、まず議論の俎上にのせていただくことができれば、まずその第一歩としてこの提案は始まっていくのじゃないかなというふうに考えているんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 趣旨はよくわかるんですけれども、総合計画云々ということとはちょっと筋違いではないかなというふうに思います。いろんな施策を講じていくということについては、やはりまずは住民の方たちに対する施策であるというふうに思いますし、そうしたことをお知らせすることによって、よし協力してやろうというような思いを持っていただくようにしむけていく、そういうことは大事かと思えますけれども、具体的にその計画の中に載せて云々ということにはならないのではなかろうかと。これらについては当然総合計画審議会の中でご議論されることだと思いますので、そうしたご意見があるということも審議会の中ではまた取り上げられる方もあるかもわかりませんし、町のほうから云々ということについてはちょっと筋が違うのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） わかりました。ありがとうございます。

それでは次の平成24年度の予算編成についての件に移りたいと思うんですけれども、現状では予算編成過程を公開していくことにはなかなか無理があるといった趣旨のご答弁だったかと思うんですけれども、その無理な理由についてももう一度伺いすることはできますでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、この予算編成につきましてはいろいろな課が、先ほども言いましたように、例えば商工観光課ですと商工会との連携があったり、福祉ですと社会福祉協議会や、そのほかそれぞれの課におきましては、調整を進めていく上でいろいろとパートナーとして頑張っていただいているところの方々の要望が、この予算編成になりますと各団体からいろいろと要望が上がってまいります。直接出合わせていただいてお話を伺ったりするんですけれども、そうしてまいりますと、予算の執行というのはほとんどが住民の方へ対しますサービスですので、こちらの言い分とこちらの言い分と、それぞれ全部ができればいいんですけど、そういうことができません。やはりそれを調整してやっていくのが我々の仕事でもございますし、そうしたことを考えますと、非常にその中でどういう形で積み上げていくのかということについては、いずれそこにはある程度政治的な判断も必要になってくるかというふうに思いますし、政策的な判断も必要になってくると思いますし、そうしたことをまだ i n g の状況の中で、議会にも出していないその予算の中身を透明化、可視化することについては、非常にその利害が発生するというらおかしいですけれども、そんな非常に熾烈なという意味ではなしに、やはりそれぞれの思いがどこまでどうなのだということにかかわってくることになりますので、それらはやはり予算を編成をさせていただいてご提案をさせていただく中で、議員さんの役割としてそれを明確にさせていただく。そのことによって多くの住民の方にその予算というものが可視化されていくということになると思いますので、そういう編成段階での透明化ということについては非常に問題があるのではないかなというふうに思いますので、そういう意味でルール上といいますか、地方自治を進めていく中では、そのやり方のほうが混乱が起こらず正しい方法ではないかという

ふうには私自身は考えております。

議 長（井田義之） 山添議員。

- 1 0 番（山添藤真） ありがとうございます。であるならば、例えば予算編成の過程においては、もちろんさまざまな利害があり、要求があり、政治的な判断もあり、予算が編成をされてきて、そして我々議員がその予算案を審議をするというような方向性のあり方が一つあるかと思うんですけども、であるならば、どのような過程を経て予算が上がってくるか。その過程をその当初予算を議案として提出される際に、提出していただくことというのはできるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そこがあれですね、要するに今言いました、手続上は各課に寄せられるいろんな予算に対するいろいろな、その課がどうしてもしなければならぬ、予算計上しなければならぬ経常的なものもありますし、それプラス事業を、こういう事業を進めていくという一定の私からの方針を出しております。それらに基づいて予算化をしていくのを課内で上げて、そしてそれを一応各課で審議したものを企画財政課に上げてきます。その企画財政課で一応整理したものを副町長、あるいは私も含めた中で、じゃあこの事業をこうやっていこう、どういう形でやっていくという、そういうヒアリングをしますし、また直接課から、もう少し簡易なものについては副町長のほうがヒアリングをして、その中で方針に外れていないかどうか、そうしたことも含めてチェックをして、それを一つの予算としてさせていただいています。毎年のことですけれども、要望されてきますものをそのまま上げていきますと何億円という、七、八億円ほど、今回はどうなるかわかりませんが、もうはじめから歳入欠陥を起こすことが予想されることがございます。ですから、どうしてもはっきりと入りの見込めるものをやはり予算化をしていくということで、年度途中で予算がつく場合にはそれらを補正で上げさせていただいて、皆さん方にまたご議論いただいております。それが、可視化をする場合はやはり議会だというふうに思いますので、それらについて、その事前ということについては、これは認めるというか、今の段階ではやはり難しいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

- 1 0 番（山添藤真） とてもよくわかるんですけども、その当初予算が議案として議会に提出をされて私たちが審議をすると。その当初予算というのは、決まった予算ということになりますよね。決まった予算というか、いろんな査定を経ながらこれでどうだというような提案が議会になされてくるというふうに思うんですけども、その提案、例えばAというような予算があったとしたら、議会に提案をされてくるときというのは、もしかしたら予算要求があったときは随分と異なった、例えば額になってくる場合もあるのかと思うんですけども、例えば予算が要求されているような査定を経る中で、例えば増額、減額されていく理由みたいなものも含めて議会に提出をしていただくというようなことなんですけれども、そういったことに関しては難しいことなんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 予算を立てる場合は、出ばかりじゃないわけですよ。入りが確実にあるものについてやはりそれら、またどうしても支出しなければならぬもの、それが基本でございますので、なぜ減らされたといったらお金がないからしか理由はないわけでございますので、やはり

そうであっても、借金してでもこれはしなきゃならないというものが後に出てくるかもわかりませんが、その借金も借金の段取りができなければできないわけですから、やはりそれらを精査していくという作業を予算編成の中でやっていくということです。そういうやり方じゃない、これは先ほど総合計画とも絡んでくるんですけれども、やはり皆さんでつくった総合計画、こういう方向でいきましょうということを持っている場合ですと、やはりそれにのっとった予算編成をしていくというのが基本だと思いますし、今後そんな総合計画なんかつくる必要ないという考え方もございますので、そうしていきますと、その時々政治家の判断によってある程度予算編成というのがされることになろうかと思っておりますけれども、与謝野町の場合はそういうふうに皆でつくった総合計画を基本にして進めていましょうということになっておりますので、やはりそれにのっとった形で、できるだけ安全といいますか、確実に、先ほども言いましたように、できる計画、確実にできる計画を目指そうと思っております、そうした形をとっていくということになろうかと思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

- 1 0 番（山添藤真） すいません。ちょっとわかりにくい議論なのかもしれないんですけども、現在予算編成の過程の公開というのは日本の自治体においても進んでいることはご存じでしょうか。例えば鳥取県なんかその先進事例として挙げられることが多いんですけども、その鳥取県の事例を若干ご紹介をさせていただきたいというふうに思うんですけども、その鳥取県の事例というのは、例えば予算査定において公開されている項目、予算を編成をする際なんですけれども、例えば予算額や各事業名、そして予算要求額、査定額にとどまらず、各事業の背景や目的、事業概要、全体経費、財源内訳、事業不採択や大幅増減の場合にはその理由までも公表されていることが特徴であるというような形で、全国の自治体でも進んでいる流れではあるのかなというふうに思うんですけども、この件に関して先ほど町長はご存じだということだったので、どのようなお考えになっているか、ご見解をお伺いできますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その先進的な取り組みをなさっているということはもう承知しております。ただ先ほども言いましたように、与謝野町の場合には総合計画というものをみんなで立てて、そしてそれに従ってやっていこうということでございますので、また県のレベルと、こういう小さい町のレベルとでは、その動かしますお金の額もちろんのこと、非常に余裕のある中での動かし方とやはり違ってくるかというふうに思います。先ほども申し上げましたように、なぜこれをペケとしたかというようなことにつきましては、ヒアリングの段階でそれぞれ各課が積み上げてきています、そういうものもございまして、それは議会へ提案した後、これはどういうことだったかというのは皆さん質問の中でいろいろとお答えさせていただいている。例えば人数をこの程度に見積もってこういう額を出していますというふうに申し上げておりますから、それはあえて別に紙に書いたものを出させて見るということは十分できることなんですけれども、その積み上げてきた根拠というものはそれぞれ持っておりますし、なぜこれが減額されたかという理由も明確になるような形はとっております。

議 長（井田義之） 山添議員。

- 1 0 番（山添藤真） 確かに鳥取県と当町というのは随分と、例えば予算額についても異なりますし、

行政的な制度についても異なるのは承知なんですけれども、ただ私が先ほどお聞きしたかったことは、予算編成過程を公開している事例があるんですけれども、この事例に対してどのようなご意見お持ちなのかということなんですけれども、もう一度お願いできますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、そういうことに対しては非常に限りがあるというふうに思いますし、現在の与謝野町においては非常に難しいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） ありがとうございます。予算編成過程の可視化、行うに際しては、確かにいろんな問題があると思いますし、調整していかないといけないこともあるのは重々承知ですし、そこに政治の力学が働いているということもよくわかるんですけれども、ただ一点、住民参画の視点からこの予算編成過程を眺めてみますと、自分の税金がどのような使われ方をしているかといったプロセスが一部より公開されていくということになりますので、より住民参画の促進の面からは効果があることなのではないかなと、私自身は思っています、この観点からこの提案もさせていただきます。町長のおっしゃることであったり考え方というのはよくわかりましたので、次の質問に行きたいというふうに思います。

それでは次の区間交流の促進についてなんですけれども、先ほど大名行列の例を出されて、この事業も区間交流の促進には役立っていたんじゃないのかなというふうに町長のご答弁をいただきました。確かにその日々の生活の中で町民は旧町間を超えていろんな交流をされていることはもちろん承知しています。しかし、この流れというものを住民の一体感の醸成の促進という観点から、より町として応援することはできないのかなというふうに思っております、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、自主的な動きを大切にしたいということだったと思うんですけれども、その自主的な動きをより促進させていくための施策というものがあるのではないかと思いますので、この質問をさせていただきます。具体的な策について先ほど言及はなさらなかったんですけれども、これは具体的な策というのは現在町長は考えていらっしゃるということになるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特に区と申しますのは自治区でございますし、その区の中でのやはり区民同士の交流、あるいはそれぞれの区によりまして、同じことをするんでもやり方が違ったり、とらえる考え方が違ったり、いろいろいたしますので、それはもう自立した区でございますから、自治区でございますから、そこにどうこうということは言えないというふうに思いますけれども、ただ町としては、町民として一つの大きな課題、町全体としての課題がある場合には、やはりそれらに対してはそれぞれの自治区の考え方を大切にしながら、やはり町としても、指導をしたりお願いをしたり協力をしていただくような取り組み方をしていく必要があろうかと思っております。この間からも出ておりますように、防災に関しては、それぞれ自治区が独立した中で、自分たちのやり方で、もう既にそれぞれの活動が始まっております。そこまでまだ至らない区もありますので、やはりそうしたことについては町のほうから一定の指導や協力を求めていくという、そういう働きかけは必要かと思っておりますけれども、やはりそれはなかなか一朝一夕にはできないことですので、住民の方たちの思いというのも大事にしながらしていく必要があろうかと思っております。



ます。ただそういう区同士のあれではなしに、与謝野町全体の町民としていろんな文化関係、あるいはスポーツ関係、あるいはもっといろんなボランティア関係の中で新しいいろんな輪ができてきておりますので、やはりそうした輪を大事にしながら全体として進めていける、そうした施策の方針あたりを理解していただく、そうした努力は必要かなというふうに思っております。具体的に云々ということよりも、やはりやる中で必要性があればそうした手助けをして、また協力をお願いしていくということになるのかなと思います。まず当面はやはり私の頭の中にあるのは、一番防災についてのそうした協力をどうそれぞれの区が自分の区民を守っていくか、それが全体が集まれば町民を守っていくかということになりますので、そうした仕組みづくりが一番今度大事かなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） この9月定例会の質問の中で町長がご答弁されたのは、各自治会同士のネットワーク化が必要だと考えているというご答弁でした。なので、どのような具体策があるのか聞きたいなというふうに思いましたので、この件名を一般質問の通告させていただいたわけなんですけれども、わかりました。わかりました。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 自主的な交流といいますか、そういうものに対して支援していきたいということです。そして町としては、例えば区で言いますと区長方の区の連合、区長会連絡協議会がございます。それはそれぞれの区の区長さん方に集まっていたいて一つのあれをしますけれど、これは行政からある程度お願いしているものですし、例えばそれぞれの区ごとに、旧町ごとに、野田川でしたら野田川の区長さん方が集まって、皆さんと一緒にいろんな課題について勉強に行きたい、視察に行きたいというときには、やはり一定の町からも支援をさせていただきまして、もちろん区のお金を使ったりしながら、そうした事業をしておられるところもございますし、それはそれぞれの自主的なそうした取り組みを促していく、それに対して町は支援していくということで、区についてはそういう形で支援をさせていただいております。

議 長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） この各自治会同士のネットワーク化というのは庁舎の移転問題で、旧町間のそれこそ垣根みたいな、溝みたいなものがさらに深まったように私は思えるんです。この融和を目的として、各自治会同士のネットワーク化というのはぜひやっていかなければいけない事業なのかなというふうに、私は個人的に思っています。先ほどの町長のご答弁の中にもあるように、確かに自主的な働きかけの中でそういった問題は乗り越えられていくのが理想だと思うんですけども、現在余りそういった動きにはなっていないのかなというふうに私は感じる次第なので、ぜひ町長のほうでリーダーシップをとっていただきながらこの事業には取り組んでいただきたいなというふうに正直思っております。以上です。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 庁舎問題も一つかもわかりませんが、それは一つの問題意識の持ち方だということに思いますし、やはりそうしたそれぞれの区、大きいところもあれば小さいところもありますから、まずはその区が、それぞれの区が自発的な形の中で元気になっていただく、そういうことを進めていく、それに対して町も協力をしていく、そうして、こんなこと言ったら怒られ

るかわかりませんが、旧野田川でも五つの町が対等合併しました。しかし50年たってもやはり三河内は三河内ですし、市場は市場ですし、岩屋は岩屋です。やはりそれは非常にその区のやっぱりアイデンティティーがあるわけですから、決してそれは否定するべきものでもないですし、いろんなやり方がある、それぞれ独自性があるわけですから、それを大切にしながら、じゃあ全体で協力できる場所はどこなんだという、そういう前向きの発想を取りつけていく、そういう努力を怠らないということはこれ大事なことだと思いますので、いろんな一つの問題にかかわらず、やはり一体感を醸成するという事のいろんな手だては今までもやってきているつもりですし、それらは今後も推し進めていく必要があると思っています。ただそこでマイナスが、いろんなところに必ずマイナスといいますか、デメリットが生じてくると思います。しかしそのデメリットをどう少なくするか、そういう知恵が今後は大変必要になってくるんだと思っております。そうしたことを町全体でお互いに譲り合い、助け合いながらどう解決していくかという、小林議員さんが問題解決能力ということをおっしゃいましたけれども、やはりそういう力がそれぞれ自立していくために、町自身も自立していくために一人一人も自立する必要があるというふうに思っております。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩いたします。午後3時まで休憩します。

議運開かれるそうでございますので、監査員室に。暫時休憩します。

（休憩 午後 2時45分）

（再開 午後 3時05分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、山添議員の一般質問を続行します。

山添議員。

10番（山添藤真） 先ほど町長は旧野田川町の合併を例にとられて、今でも旧岩屋地区は岩屋地区だし、旧三河内地区は三河内地区だしというような話をされました。与謝野町も合併をして6年がたとうとしているんですけども、例えば石田地区は石田地区、加悦地区は加悦地区、岩屋地区は岩屋地区というような現状というか、でいいんでしょうか。どのようにお考えになっていますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 自治区というのはそれぞれ歴史を持った中でそういう区がつくられてきて、行政の枠組みとはまた違うわけですから、それはそれで当然いいと思います。先ほど例を挙げましたけれども、野田川はそうした5カ村が一つになりましたけれども、やはりその5カ村が、それぞれがいい意味でも悪い意味でも競争し合ったというか、刺激し合ったおかげですと町民運動会も行政がかかわるということではなしに、みずからそれぞれの連合区で町民運動会ができておりましたし、だから心の持ち方といいますか、やはりその地域を大切にしていって自立した中で、それぞれの区が自分たちの区民の思いをどうつなげていくかという、そういう組織であって、それは当然それでいいと思いますし、それを行政が、じゃあこと、なかなかそういうことはできません。上山田と下山田がそれぞれありますけど、一緒に山田ということにはならない。それはそれぞれの歴史があって、そうした流れの中でできてきているというふうに思いますし、それぞれの区が一緒になろうというような、それは各区のご判断になるかと思えますし、当然それが元気ができる源に私はなっていると思います。ですから普通の町という単位と、自治区ですから、自

治の中でつくり上げられているということですから、それとは全然違うというふうにご理解いただけたらと思います。

議 長（井田義之） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） もちろんその自治区は自治区だし、それぞれの組織があるというのはわかるんですけども、では町長がおっしゃる町民の一体感の醸成というのはどういうように進んでいくのでしょうか。私は各区が交わりながら一体感の醸成を促進することができるんじゃないのかなというふうに思っているんですけども、町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 区の垣根を超えるということではなしに、旧町の垣根を超えるということが一体化の醸成につながっていくというふうに思っています。行政として一つの町になったわけですから、おのおのそれぞれの区の活動というのはそれぞれがやられるでしょうし、旧加悦だ、旧野田川だ、旧岩滝だというその垣根が早く取れることによって、香河区も三河内区もほかの区もやはり一つのそれは自治区としての単位、これは残っていくと思いますけれども、そうした旧町意識を排斥していくとか、取っ払っていく、そういう努力は必要だと思っております。ですから町全体での取り組み、駅伝であったりそういうスポーツや文化から交流していくのが一番早いんじゃないかというふうに思いますし、それらについても我々から言ったわけじゃなし、体協でも三つの町の体協が一つになって競技ごとの形に組織も変えられましたし、そういう形で、自然に自分たちの合意の中で垣根が取り払われていくということが大事かなと思います。

1 0 番（山添藤真） 終わります。しつこくてすいませんでした。

議 長（井田義之） これで山添藤真議員の一般質問を終わります。

次に6番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

6番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目の質問ですが、旧岩滝町のときから大変な年月をかけ、長期の計画で建設をされました海岸道路が一部開通いたしました。そして阿蘇シーサイドパークも平成24年度の完成予定と聞いております。また先月の11月13日に行われました与謝野町岩滝大名行列は大盛況となり、来場者も2万人あったというように聞いております。大変多くの人で海岸道路及び阿蘇シーサイドパーク周辺は見物人でいっぱいになりました。私も行列の一員として参加をさせていただきました。私の生涯の中でも心に残る1日であったと思っております。参加させていただいたことに感謝をしているところでございます。このような大名行列は特別であるとは思いますが、知恵を出して考えれば、多くの人を集めることはこの場所なら可能なことのように思えます。まだ整備されていない都市機能用地に与謝野町の特産品や町の紹介のできる施設をつくり、我が町だけでなく丹後の窓口として、近隣市町への情報発信基地にもなるのではと思います。またほかにもいろいろな方法でいろいろなことが展開できるような場所にするべきと思いますが、どのような活用をされようとしているのかお伺いをいたします。

2点目に海岸道路が6月に開通して5カ月がたちましたが、道路の利用状況はどのようになっているのか教えていただきたいと思っております。また海岸道路周辺の細い道にも車が多く通るようになり、住民の皆さんの生活を脅かしていると訴える住民の方もおられますが、住民の安全対策は

どのように考えているのか町長にお伺いいたします。以上で1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 宮崎議員ご質問の1番目、阿蘇シーサイドパークの活用方法についてお答えいたします。都市機能用地の活用についてのお尋ねかというふうに存じます。この土地の活用方法につきましては、合併以前の岩滝町時代には道の駅をつくってはどうか等のご意見があったというふうにお聞きして、最近も商工会から同様のご要望もございました。また他のご意見としましては、以前から多くの議員、あるいはグラウンドゴルフ協会からお伺いしておりますグラウンドゴルフ場の新設をというものがございます。現在この場所の活用方法につきましては、公園整備同様、阿蘇シーサイドパーク設計審査委員会でご協議をいただき進めております。その中で町としては施設の将来性、経営性がわからない中で箱物についてはいかがなものかと考えており、芝を張った多目的広場で活用してはどうかと提案しております。委員の皆様からもおおむね了解をいただいているというふうに聞いております。きちんと排水施設を地中に施し、きれいで強く管理のいきとどいた芝公園にすることで、グラウンドゴルフ場としての活用はもとより、いろいろなスポーツに親しんでいただいたり、ご家族でのんびりしていただいたりするのものがいいのではないかと考えております。また一時的にイベント等を開催していただく折には、テント等を張りご活用いただければというふうに存じます。いずれにいたしましても、恒久的な構造物を建ててしまいますとこの公園自体の利用が制限されてしまうと考えており、したがって、町民の方全員が幅広く活用できる多目的公園として進めていくのが現在ではベストではないかというふうに考えております。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

2番目の岩滝海岸線の利用状況とその周辺住民の安全対策はということでございますが、ことし6月21日に男山から橋立中学校交差点まで供用開始となりました岩滝海岸線でございますが、その利用状況につきましては、道路管理者であります京都府もまだ交通量調査は実施されておられません。したがって、数字的にどのような状況かということは申し上げることはできませんが、平成22年度に国道178号のこの付近で実施された交通量調査によりますと、1日1万1,713台というデータがあるそうです。供用開始したことにより申し上げました台数すべてが海岸線に流れているとは思いませんが、朝夕の様子を見ておられますと、かなりの利用者が通行されていると感じております。客観的な内容でご答弁になったかどうかはわかりませんが、利用状況についてのお答えとさせていただきます。

次に周辺住民の安全対策はどのように考えているのかとのご質問ですが、議員がおっしゃいますように、周辺的生活道路への進入車両が増加しているということは承知しております。基本的な車両の流れといたしましては、男山から入った車は橋立中学校の交差点から出ていく。また男山に向かう車は橋立中学校交差点から入り、男山の交差点から出ていくというのですが、土地カンのある方は信号を避けるため、この橋立中学校の交差点より南側にあります四つ生活道路を通過して岩滝海岸線へ出ておられるようです。これらの道路は幅員が狭く、生活に密着している道路なので、車両台数が増加するに従い危険は増すというふうに考えておられて、京都府に対しまして注意喚起を促す看板の設置を要望するとともに、町としましても状況を注視するとともに

に、必要に応じ、区画線による誘導、看板の設置等を考えてまいりたいというふうに住じます。  
以上で宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ありがとうございます。都市機能用地につきましては、箱物は建てないという  
ようなご答弁だったように思います。芝を張るといことのようにですけども、先ほどの話にもち  
よっとありましたけども、芝を張るといことは、費用的なものはどれぐらいかかるというふう  
に思っておられるのでしょうか。お聞きします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全体的に幾らかかるかといことは私直接承知はしておりませんが、さっ  
きの学校のグラウンドがございましたけども、それとは違いまして、これはずっと管理をきちっ  
としていく、そういうものだというふうに思いますので、それらにつきまして、もう少し詳しい  
中身について建設課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思っています。先ほど町長の答弁にもございました  
ように、排水性が悪いというふうなこともございますので、暗渠排水を施して、できるだけ排水  
がいいようにというふうに考えております。また先ほどもご質問がございました芝生の件でござ  
います。これにつきましては阿蘇シーサイドパークの設計審査委員会のところで協議をさせてい  
ただいております。芝生については今二、三種類考えさせていただいております。いいやつか  
ら悪いやつというふうなことがございまして、今阿蘇シーサイドパークのほうで使っております  
のが野芝というふうな芝生を使っておりますけれども、それよりもっとよい製品が八丁浜の都市  
公園のほうにあるようございまして、そこのところも見に行ったりしまして今検討させていた  
だいております。大体そういう暗排だとか芝生も入れて、今のところ大体約3,000万円ぐ  
らいかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今3,000万円ぐらいかかるというふうなご答弁をいただきました。これは芝  
生というのはやはり維持管理をしていかんなん。先ほどのほうの話もありましたけども、維持管  
理をしていかんなんということで、この維持管理の費用というのはいかに見えておられますか。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今維持管理をというふうなことをおっしゃいましたけれど、まだそのとこまで  
の維持管理費の部分については、まだもう少し勉強させてほしいと思っております。今ちょっ  
とお答えすることができません。ただ今阿蘇シーサイドパークのほうで、芝刈り機だとかいうふ  
うなものを現在持っておりますので、その部分について有効的に活用していきたいというふう  
に思っております。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 維持管理がまだできていないということでありましたけども、あそこのシーサイ  
ドパークの先にできております憩いの広場というところですね。そこは今維持管理をされてお  
りますよね。そこから見て大体いかに、維持管理費なんか大体できるんじゃないかと思うんです  
が。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今阿蘇シーサイドパークのほうで維持管理費のお金がどのぐらいほどかかっているのかということをございましたけれども、大体平成22年度の決算で約180万円程度だったというふうに記憶をしております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 今180万円程度かかっているということにご答弁いただきました。あその憩いの広場、私もちょくちょく行きまして芝生を見とるんですが、あれは何週間に1回とか、芝の刈り方をどういうふうにしておられるのかちょっとお教えいただけますか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今阿蘇シーサイドパークのほうはシルバー人材センターのほうに維持管理をお任せをしております。それで何週間に一遍というふうなことではなしに、今シルバーのほうにお任せをしておりますのが阿蘇シーサイドパーク以外の部分もございます。例えば城山公園もそうですし、それから場合によっては男山八幡の公園のほうにもシルバーのほうで入っていただいているというふうに思っております、それらを複合的にやりながら維持管理をしていただいているというふうなことでございまして、何週間に一遍というふうなことまでは、担当のほうは知っておるかもわかりませんが、私はちょっと詳しくは、多分計画書というよりも、そういうふうな刈りましたよという報告書が参ってまいりますので、その点については阿蘇シーだけではないというふうなことでございまして、ご理解がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） ということは、この先ほどおっしゃった180万円というのは全部してきてということですね。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） すべての都市公園の管理につきましてはもっとかかっています。多分全体で二百二、三十万ぐらいかかっているというふうに思っております。そのうちの7割から8割が阿蘇シーの関係で使わせていただいております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 今憩いの広場の維持管理のことなんですけども、そこは私もあそこでグラウンドゴルフするのにちょっと参加しております、なかなかあそこ管理ができていないように思えないですね。できないんですよ、グラウンドゴルフ。草が伸び過ぎて。ですから、あそこを管理してあるというふうにはどうにも私は思えない状況なんです。今度この都市機能用地を芝生にするということになりますと相当お金がかかるのかな。私は試算ができておりませんが、相当かかるのかなと。グラウンドゴルフをされるということにも使うということのようであります。非常に維持費というのにかかるような気が私はしておるんですが、これを本当にやろうとしておられるんでしょうか。

またちょっと話変えますけども、先ほど町長がおっしゃいました商工会からも何か要望書のような出ておるといふふうに言われたように思いますが、それはどういった内容の要望書だったんでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

- 町 長（太田貴美） まだ要望書としてはっきりまだ出てきておりません。そういうお声があるということをお聞かせいただいているということでございます。
- 議 長（井田義之） 宮崎議員。
- 6 番（宮崎有平） そうですか。要望書としてはまだ出ていないということのようですね。私がちょっと聞いたんには、商工会としてはあそこを全面アスファルトにしてほしいというようなことをおっしゃっておられるようであります。それで多目的に、いろんなものが見えるような状態にしてほしいというふうにちらっと聞いておりますし、私自身としては先ほど申したように、商業的な施設をあそこに、例えばあの場所の半分でもいいからそういうなことに使えんのかなというふうに考えるんですが、町長のご意見いかがでしょうか。
- 議 長（井田義之） 太田町長。
- 町 長（太田貴美） 先ほど申し上げましたように、グラウンドゴルフ場にしてほしいとか、道の駅のようなものにしてほしいとか、今またそういう要望が出されるということでございますけれども、一応あそこにつきましては、公園全体の整備も含めまして阿蘇シーサイドパーク設計審査委員会というのもございますので、全町的に眺めてどういう形がいいのかというふうなご判断がいただけるものだというふうに思いますので、それらから出てまいります協議結果を見た上でまた考えさせていただきたいと思っております。
- 議 長（井田義之） 宮崎議員。
- 6 番（宮崎有平） それでは2点目の質問をさせていただきます。  
海岸道路は現在のままではまだ計画途中だと思うんですが、今後あれがどのように先が伸びるのか。計画がありましたら教えていただきたいです。
- 議 長（井田義之） 太田町長。
- 町 長（太田貴美） 建設課長のほうからお答えさせていただきます。
- 議 長（井田義之） 西原建設課長。
- 建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今の岩滝海岸線の部分につきましては議員もご承知だというふうに思っておりますけれども、都市計画道路というふうなことで、最終的には国道176号を超えまして、岩滝口の駅までというふうになっていたというふうに聞いております。ただ今そこまでの、いわゆる交通量があるのかどうかというふうな点もございまして、京都府としては、一定今の平和通りのところまでを一時供用区間と位置づけで整備をさせていただいたというふうに聞いております。今後につきましては、京都府のほうも財政が豊かであればそのまま国道176号のほうまで延伸をしていくというふうな内容だったというふうに、当時合併したすぐのときにそういうふうなことを聞かせていただいておりますけれども、なかなか財政的にも厳しいというふうなこともございまして、まず最初に平和通りまでというふうなことを提案されまして、それに基づきまして、町のほうも今の平和通りのほうを整備させていただいたということでございます。ただ今の交通量がふえますとそのまま延伸をしていくと。既に土地を買ってしまっている部分もございまして、最終的には、私どもにつきましては野田川の河口の部分に橋をつくってそれを延伸していくというふうに京都府のほうに期待をさせていただいております。それ以降の部分、その日本冶金さんを通るのかどうかの部分につきましては今後も検討していかなければならないというふうに思っておりますけれども、計画としてはそういうふうな計

画があるようでございます。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 計画としては日本冶金さんのほうまで行く予定というか、計画があるというふうにお聞きしました。と言いますのは、やはりあの道路、海岸道路ができてからまだ5カ月ですけども、あの信号のところのところ、平和通りに抜ける信号のところを曲がらないかんのですが、その先まで、突き当たりまで行くという車が非常に多い。あとその手前にも2本、3本あるんですけども、そういったところへ抜けていく車が非常に多い。また須津方面から176号線、あそこを来て、その途中で交番とこの信号を曲がらずに途中で右折をして海岸道路へ抜けるといった車が多くて、あの辺が交通量が大変ふえた。海岸道路ができてから大変ふえた。非常に危ない状況であるなというふうに住民の方から苦情が出ておりまして、何とかあそこを安全に、車のモラルもあるんですけども、いろんな先ほど町長おっしゃいましたように、いろんな看板を立てて対処していくというふうにおっしゃっておられましたが、そういったことでもとりあえずしていただいて、早急にさせていただくということが大事なことかなと思っております。最近いつでしたか忘れましたが、車の事故も1件起こっておるようであります。今度そういうような事故も起きうと思いますので、早急な対策をお願いしたいなと思っております。できることならあの海岸道路が日本冶金のほうまで一日も早くつなげれば、これはこんなものはすぐに解決する問題であります。そういったことを一つお願いしまして、私の質問といたします。ご答弁いただけますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 京都府に対しましても、また町のほうでも今の状況を注視させていただいて、必要に応じた対応はしてまいりたいというふうに思っております。平和通りのあその交差点のところ工事が済みますとまた少し変わってくるかというふうに思いますけれども、いましばらく、ちょっと様子を見させていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） すいません。ちょっとちなみに、私ちょっと交通量調べてみました。午前6時半から8時半までの2時間ですけども、通勤時間帯の多い時間かなと思ってちょっと調べてみました。フクヤ方面から海岸道路を通過して役場方面に右折する車が4.5%。それから交番方面まで来て右折する車が50.8%。それからその次の教会があるんですね、キリスト教の教会が、そっち方面を右折するのが4.8%。それから一番最後突き当たりの曲がっていくと糸嘉機料店さんがあるんですが、そこへ行くのが39.9%ございまして、やはり抜ける車が半分近くあるということなんです。平和通りへ行く信号を曲がらずに行かれる車があるというので、その辺を考えないかんのかなというふうに思っております。それからまた須津方面から来る車につきましては、直進する車、そのまま交番所を直進するんですね、それが56.6%。それからその交番の前を右折する車が20.9%。それからその手前の森永牛乳さんところを右折する車は0.5%。それからそのまた手前の教会を右折する車が1.6%。そして糸嘉さん機料店さんを右折する車が20.4%ございまして、直進する車が56.6%。それからあと右折する車、それが43.4%と、半分近いような数字で直進をされる車も多いようであります。ちょっと私調べましたので、ちょっと報告をさせていただきました。終わります。

議 長（井田義之） これで宮崎有平議員の一般質問を終わります。



次に17番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

17番、谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） それでは年の瀬も押し迫ってまいりました。平成23年、本年最後になりました第41回12月定例議会におきまして議長のお許しを得ましたので、事前通告に従いまして、一般質問の最後になりましたが、よろしくお願いをしたい、このように思います。

私は現在大きな行政課題として注目されている庁舎問題がある中ではありますが、あえてもう一方の合併後の大きな課題と思われる保育所、学校の統廃合について質問をいたします。あえて取り上げたと申しますのは、この問題は手をつけても、短くても3年から5年、いやもっと年月がかかる長い長いプロセスが必要と思われる点があるからであります。一步譲って今すぐからではなくても、次年度ぐらいからはその流れといたしますか、議論の場をつくっていなければいけないのではないかと感じています。この問題につきましては、以前からもっと早い段階で数名の議員さんからも一般質問がされています。しかしまだ手つかずの状態になっていると思わざるを得ません。行政が唯一本課題に触れたものと思われるものとしては、平成20年7月に教育・保育環境検討委員会が発足した点であります。本委員会は発足して10回程度議論を重ねられ、平成21年5月に一定の答申と申しますか、提言書が提出をされました。ただこの提言書を拝見しますと、現状維持が好ましいと意見があったり、反対にこのまま学校が減り続ける状況は子供の教育上、また財政への負担を考えると好ましくなく、統廃合もやむなしといった意見もあったり、まとまった結論には達していません、両論併記というような形になっています。現実議会での答弁で教育長は、「委員さんにはその立場立場でそれぞれの思い、考え方を述べ合っていただくもので、この委員会で集約して結論づけるものではない」と言われました。しかし私は、それでは何のために長い時間をかけて話し合われたのか、当然行政側としては問題提起をする中で意図する目的があったはずであります。この委員会の設置目的が何であったのか、改めてまずその点についてお尋ねをいたします。

次に先ほど申しましたが、この提言書は平成21年5月に提出をされています。この提言書は結論づけたものになっていないことが要因となっているのかわかりませんが、既に3年近くたとうとしています。提言を受けて一定の何らかのリアクションがあって当然だと思いますが、その後何か行政側、教育委員会で検討に入られたのか。これも私は何も進んでいないように思いますが、いかがでしょうか。またこの問題が難しくしている点として、財政上の問題だけでは語れない、非常にナーバスな問題を含んでいることでもあります。地域のシンボルである学校に対する人々の感情は強く、廃校はただ単に建物が消えるという以上に、目に見えない心理的な影響を感じられるのではないかと思いますし、保育所、小・中学校は地域社会のインフラにはかならず、住民にとっての心のふるさとであることは感情的には理解のできる場所でもあります。教育水準の向上や地域における社会学的な視点、またコミュニティ形成という地域政策の視点などなど、どのような視点で統廃合をとらえたらいいのか、大変悩ましい問題でもあります。しかしそういった中においても、私たちが直視する必要があるのが少子高齢化の大きな波であります。また同時に当町が抱えている財政上の問題も、時間的な制約がある中で重くのしかかっているのも現実であります。交付税の段階的縮減が始まる平成28年まであと4年程度であります。今から準備というか、教育のグランドデザインを描き、問題提起をしておかないと間に合わないように思う

し、町長ご自身がマニフェストに掲げておられる公約も、任期があと約2年であります。残された時間が余らないように思いますが、いかがでしょうか。

次にプロセスについてどのようなお考えを持っておられるのかをお尋ねします。この問題は先ほどナーバスな問題だと指摘をしました。手順を間違えると要らぬ誤解や混乱を招いてしまいかねません。ことに手順、プロセスが大事であるようです。広域である京丹後市のケースでは、各町での検討分科会の議論を土台にして全体の検討委員会を設置し、これを行政に答申し、行政はそれを最大限に尊重して草案をつくり、地域で説明会を開き住民にパブリックコメントを求めたようであります。こうした長い経過が必要であるが、当町は現段階でどのようなプロセスを描いておられるのか。また全く考えておられないのかお尋ねをしたいと思います。

次に今が統廃合の「と」の字まで至っていない中ではありますが、参考にお尋ねをします。当町では先ほど申しましたが、加悦中学校を除いて保育園、学校関係の施設はすべて耐震工事が進んでいて、一定の地震には耐えられる安全な校舎、体育館であります。仮に廃校になる校舎、体育館ができたならば、その利用活用にどんな事例があるのか。全国各地ではいろんな事例があると思いますが、わかればお聞かせをいただきたい。このように思います。

次に2点目の質問の子供の土曜授業の問題であります。京都府教育委員会では、公立小・中学校で休日としている土曜授業の復活を視野に入れた実践研究を来年度から行う方針を明らかにされました。私は2002年から始まった学習指導要領を受けての学校週5日制、いわゆるゆとり教育には当初から疑問を持っておりました。このゆとり教育がもたらした明らかだと考えられることは、学力の低下を招いた点、また文科省が思うような休日の過ごし方には実態としてはなっていない点であります。また今般改正された新学習要領では学習内容がふえておまして、授業日数が足りないのではないかと思われれます。そして最近では災害や台風が多発し臨時休校日がふえるなど、学習時間が十分に確保できていない。それがひいては学力低下を招くといった状況であります。教育現場を預かる教育長として、土曜授業復活へのお考えはいかがなものかお尋ねをいたします。以上数点質問をいたしました。問題によっては町長、教育長、どちらがお答えしていただいても結構ですので、よろしくご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 今議員さんからも言うていただきましたが、はじめにお断りを申し上げます。私と垣中教育長にいただいております1番目のご質問につきましては、一括して私から答弁をさせていただきます。なお2問目以降は、ご質問の内容によりましてそれぞれ答弁をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

谷口議員ご質問の1番目、長いプロセスを必要とする中、進まぬ保育所、学校統合問題についての1点目、教育・保育環境検討委員会は統廃合についてどのような位置づけであったのかについてお答えいたします。まず教育・保育環境検討委員会の位置づけでございますが、財政的なことは別にいたしまして、与謝野町の未来を担う子供たちの教育環境や保育環境をどのようにしていくのか。またどのようなあり方がよいのかを検討していただくために16名の委員を委嘱し、学校や保育園の統廃合という観点ではなく、子供たちの立場や教育的観点から検討いただきました。その結果を提言としてまとめていただきましたが、教育・保育環境検討委員会の幼稚園、学

校施設の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方として、二つの幼稚園については現状を基本とし、幼稚園と保育所、園の相違はあるが、共通点を保護者等に周知する必要性について提言いただきました。また九つある小学校については児童数の減少から、将来的に複式学級の可能性や複数学級の消滅という状態が現実味を帯びてきており、少人数学級や単一学級より複数学級、これは各学年2学級以上ということですが、そうしたほうが子供たちにとってよりよい教育環境であり、適正規模としては1学級20から30人とし、1学年2学級以上を基準とした学年編成が望ましいとしています。中学校につきましても、小学校同様に適正規模の保持として、1学級30から35人で、1学年3学級以上の学年編成が望ましいとしながらも、当面は現状維持が望ましいとしています。

次に公立保育所につきましてもの基本的な考え方について申し上げます。保育所については現状を維持し、個々の保護者のニーズや乳児の状況に幅広く対応できるように施設内容をさらに充実する。乳幼児の養育は基本的には親の責任において行うのが望ましいと提言を受けています。

次に2点目のかなり時間が経過しているが、答申を受けてその後何か検討に入っているのかについてお答えいたします。平成21年5月に検討委員会から教育・保育環境のあり方に関する提言書の報告を受けた後、一定の整理期間を置いてきたわけですが、平成22年4月に参事の特命事項として、小・中学校、保育所、幼稚園の適正規模・適正配置についての具体的な進展を図るべく総合調整を指示し、幼稚園、小学校、中学校のあり方につきましては、その検討を教育委員会事務局にお願いしてまいりました。そして去る9月に小学校等の適正規模・適正配置に関する基本方針として教育委員会から報告を受けたところでございます。また保育所については、本年3月に役場職員で構成している与謝野町立保育所の適正規模・適正配置委員会から報告を受けております。

次に3点目の保育所、学校統合は財政上の問題だけでは語れないが、町長のマニフェストと行革の観点から時間がない。今から動き出しても3から5年の経過期間、要するにプロセスが必要と思うがについてお答えいたします。議員ご指摘のように、学校の統廃合は第一に子供の教育環境を考えることが大切で、そのための適正規模・適正配置はどうかを議論することになるというふうに思っています。私の2期目に当たり、少子化による子供の数の減少から学校等の適正規模・適正配置の議論は避けて通れないとの認識もあり、重点課題に掲げておりますが、私もこの議論には相当な期間をかける必要があるというふうに思っています。また保育所につきましても、サービスの高度化や少子化の進展、施設の老朽化、職員の不足、運営経費など多くの問題がありますが、保育所の統廃合についても相当な期間を有することと推測しております。

次に4点目のとにかく住民の声を聞き、その中で行政の方向性を定め議論を深めていくことが必要。そのための新たな住民、保護者参加の組織が必要と思うがについてお答えいたします。先ほども申し上げましたように、教育委員会から学校等の適正規模・適正配置に関する基本方針の報告や、与謝野町立保育所の適正規模・適正配置検討委員会からの報告を受け、今後学校、保育所等の適正規模・適正配置の議論をどう進めていくのか、現在まちづくり本部会でも議論を重ねています。もちろん住民の皆さんや保護者の方々などを巻き込んだ議論は不可欠で、今はそのための準備期間ととらえています。今後多くの皆様にご理解、ご協力をいただかなければならない大きな課題ですので、慎重な中にも時期を逸さないように進めたいというふうに思っております。

次に5点目の一般的な事例として統廃合の結果、廃校になった学校の利活用としてどのようなことが考えられるのかについてお答えいたします。学校の再配置により利用しなくなった学校施設につきましては、その利用方法についてどこもが頭を悩ますところと思っています。施設規模が大きいことから地域での活用が限られることが問題で、全国的にも利用が限られているようです。文部科学省が行った廃校施設等活用状況調査の結果では、未利用施設となった建物が現存するのは3,310校で、そのうち何らかの活用が図られているのが2,295校あります。活用内容では、公民館、生涯学習センターなどの社会福祉施設や、社会体育施設、農業、自然体験などの体験交流施設、企業の工場や事務所、保育所や放課後児童クラブ、老人福祉施設などへの活用が多く、変わった活用方法としては、医療施設や大学施設などもあります。一方活用が図られていない施設も全体の約3割、これは1,015校あるようですが、そうした状況でございます。このように、学校の再配置により生じた余裕施設をいかに有効利用するかについても地域住民にとって最重要課題でもありますので、このことについても並行して議論する必要があるというふうに考えております。以上で谷口議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 谷口議員の私への5日制にかかわりますご質問に答弁をさせていただきます。

まず最初にご質問の中で、直接的な質問ではございませんけど、ちょっと触れられておりました本町の子供たちの学力レベルにつきまして、いい機会でございますので、報告を兼ねてお答えをさせていただきますと思います。ご存じのように、平成18年度から全国的に実施されている全国学力学習状況調査、小学校6年生と中学校3年生が対象でございますけれど、それ、そして全悉皆調査は2年、3年で終わります、現在抽出で行われております。本町はこの2年自主的に取り組みまして、採点のほうは教員の研修を兼ねまして自校で採点をして取り組んでおります。それと京都府教育委員会が実施しています学力診断テスト、小学校は4年生と6年生、そして中学校は2年生でございます。それからまた独自に全国的なシェアであります業者テスト、CRTと言っておりますけれど、これらのテスト等で本町の子供たちの学力レベルをリサーチしておるということでございます。それらによりますと、全国の学習状況調査でも、それから京都府の学力診断テストにおきましても、それから業者のテストでございますCRTにしましても、本町の子供たちの学力レベルは大体それらの平均ないし若干平均を上回っているというのが実情でございます。学校別に見ますと、また年度によって変動はございますけれど、高い低いがあることも事実でございます。しかし町全体として見る限り、平均的よりちょっと上のほうに位置しているというのが実態でございます。

さてご質問の土曜日の授業再開の話でございますけれど、議員通告書の中で触れられております東京都が既に実施しているというふうにお書きでございましたけれど、実はその東京都がすべて5日、土曜日を授業をしているということはございません。あくまでもこれは、公立学校におきましては学校教育法の施行規則に公立学校の休業日として土曜日は位置づけられておりますので、この規則を改正しない限り正式に土曜日に授業をすることはできません。したがって、東京都におきましても、一番多く実施しているところにおきましても、授業という形ではなしに、それを公開授業のような形、地域の方々と一緒に授業をしていくと、そうした形で実施しているのが実態であり、しかも東京都すべてを見ていきましたときには、年に1回土曜日にそのような

授業を実施しているというところからたくさんやっているところと全くばらばらでございまして、東京都が今土曜日をすべてしているという状況ではございませんので、一つご理解をいただきたいと思います。

ところで京都府の場合でございますけれど、京都府教育委員会、先日9月4日の京都新聞の報道で検討していることは皆さん方に周知されたわけでございますけれど、京都府教育委員会ではその土曜日を活用した教育のあり方検討会議を、学校週5日制の導入から10年を迎え、その理念が実現できているかを実態を踏まえて改めて検証する。それから学校週5日制の導入後、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂など、教育環境や家庭環境の変化に対応し、子供にはぐくむべき力を育成する観点から、従来の学校教育、社会教育といった枠を超えて土曜日をどう活用するかを検討するという、そういう趣旨のもとに立ち上げまして、11月22日に最終まとめの骨子の案ができ、近く公表される運びとなっています。しかし先ほど申しましたように、学校教育施行規則が改正されない限り、以前の学校6日制のように、土曜日に授業をするということは現在のところできないわけでございます。したがって、その範囲内で土曜日を今以上に有効に活用した多様な教育を実践的に研究、検討していこうというものであり、現在検討中ということでございます。したがって私ども本町といたしましても、これらの動きを踏まえ、そして考えながら今後対処していきたいと、そのように考えております。

それから議員ご質問の中で指摘されましたように、ことしから実施されています小学校における学習指導要領の完全実施、それから来年中学校で完全実施されます学習指導要領におきますと、小学校のほうは辛うじて今までどおりの状況で授業日数、授業数を確保することはできておりますけれど、中学校にいきますと、指導要領どおりの時間を現行の形では確保していくのは難しいという状況がございます。したがって、それらを確保するためには長期休業の短縮ということも視野に入れて現在校長会等と乗り切り方を検討しておるところでございます。以上でございます。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。4時20分まで休憩します。

（休憩 午後 4時07分）

（再開 午後 4時20分）

議 長（井田義之） それでは休憩を閉じ、谷口忠弘議員の一般質問を続行します。

谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） 学校の統廃合の問題については、これは合併当初からの課題でありますね。その後すぐ総合計画が策定されました。これによりますと、その当初から児童数、生徒数が年々減少することが予測される中、学校の適正規模・適正配置に取り組むというのは総合計画で明記をされているのはご存じだというように思います。それと本年11月にこの総合計画の進行管理にかかわる資料、ともに目指す与謝野町ベンチマークの評価表、こういうのをいただきました。それによりますと、この中でこの学校の統廃合の達成率、これは50%から89%の範囲で、評価はほぼ順調に推移していると、こういう記載であります。私はこれどこが順調に推移しているのかさっぱりわかりません。先ほどの町長の答弁でもそのような答弁ではなかったかなというぐあいには私は解釈しているんですけども、ほぼ順調に推移していると、この目安ですね。これは教育推進課から出ているんですけども、教育長にお尋ねするんですけども、これは順調に推移してい

るんですか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 取り組んでいるということの評価した結果でございます。それは議員さんの期待している状況とは食い違いがあるかもしれませんが、私ども事務局当方といたしましては、その適正規模・適正配置に向けて検討をずっと進めてきて、9月には先ほど町長が答弁しましたように、教育委員会のほうのまとめとして基本方針を出させてもらいました。それを評価させていただきました。以上でございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） これは恐らく私だけではないと思いますよ。ほかの議員さんもですね。教育環境検討委員会、これが設置されて提言書が出たのは知っていますが、それ以降何にも聞いておりませんし、どんな話に行っているのか全くわかりません。ということで私は全く順調には推移しているというのは信じがたい、こういうふうに思うんですけど、町長はどう思われますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 教育長が言われたとおり、全く進捗、何も手をつけていないということではなくて、先ほども申し上げましたように、平成21年5月に出了た提言書に基づいて、ことしの3月には特命事項として吉田参事を中心にこうした与謝野町立保育所の適正規模・適正配置検討委員会から役場でこうしてしています中で検討した結果をもらっておりますし、特に幼稚園、小学校、中学校については、教育委員会のほうで学校等の適正規模・適正配置に関する基本方針として9月に報告を受けているということで、それぞれ手順を踏んで今の段階まで来ているというふうにご理解いただきたいと思ひますし、先ほども申し上げましたように、幼稚園と保育所の違い等をやはり知っていただくような努力もしていく必要があるということで、今回町報にもそうした中身についても町民の方にわかっていただくような啓発といひますか、啓蒙をさせていたひているということで、一つ一つ順序をとりながら前へ進めてきているというふうには思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） その報告書につきましてはまた後ほど詳しくお聞きをしたいなと思ひんですけど、私はこの統廃合がなかなか進まないというこの理由としては、大きく分けて二つあるんではないかなというふうには思っているんです。一つは宮津市や京丹後市さんに見られるように、少人数の複式学級、これは当町は現在直面はしていないと、この問題については直面していないということがあるのと、もう一つは第1回目の質問でも言ひましたけども、加悦中学校を除いて、保育園、小・中学校で校舎、体育館の耐震化が済んでおると。要するに安心・安全の面ではもう既に加悦中学校を除いては完結している。私は大きくこの二つが大きな理由で、ゆっくりのんびり構えておられるんではないかなというぐあいに推察をしています。しかし、早晚、この少人数複式学級は当町においても起きてくる問題であります。その認識は十分お持ちだと思ひんですけども、この認識について教育長にちょっとお尋ねしたいなと思ひます。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。先ほど議員さん、のんびりして構えておられるだろうということでございますけれど、そのような意図は全くございません。議員さんも最初の質問のときに

おっしゃっておられましたけれど、その教育の問題、学校の統廃合というものにつきましては非常にナーバスな要素が多分にあるということをお仰せでございましたけれど、我々もそのような認識をしております。したがって、慎重に教育委員会各委員さん方も検討をしてもらったがために時間をとりましたことは事実でございます。しかしながら、議員さん今仰せのとおり、以前議会の中でも答弁させてもらいましたけれど、早晩本町におきましても複式の学校が出てくることは以前申し上げました。もう一度振り返ってみますと、現在平成23年度で小学校の子供たちの数は1,365人でございます。これが平成28年と申しますのは、現在生まれている子ですね。その子供たちが6年生になるということですかね。そうしますと、そのときに1,122人と、要するに18%、2割ほど少なくなっていくと。それから平成34年、これは推計値が入ってきます。このときになりますと852人という、そういう推計値になります。つまり今の63%ぐらい。つまり逆に言いますと37%減っていくという、そういうあくまでも推計でございますけど、見込みでございます。その中で、現在本町には複式の学校はございません。それが平成28年にいきますと10人未満の学級が7学級出てきます。全体の13%ということになります。それから20人未満が23学級出てきます。それから30人未満が15学級出てきます。それから40人未満が3学級、50人未満が2学級、50人以上が4学級と、このような形になります。それから平成34年度になりますと、1校当たりの生徒数は95人平均ということになります。それで10人未満は13学級、54分のです。それから32学級、20人未満ですね。ここまででもういいでしょうね。そうしますと、複式の学校が相当数出てくるという形になります。したがって、私ども、これらの子供たちの数の減少を踏まえて、そして先の教育・保育環境検討委員会の提言を踏まえまして、その計画を策定させてもらったところでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今教育長がおっしゃられた数字を、私も手元にあるんですけど、まさしくおっしゃられたとおりにですね。そういう面では、非常に危機管理はもうお持ちであるというぐあいに再認識をさせていただきました。しかしながら、危機管理という側面ではもう少しやっぱりスピード感を上げていただかないと問題ではないかなというぐあいに私は感じています。これは一般の企業と行政と同じレベルでは考えられないと思いますけども、一般の企業とか会社は、この円高でありますとか、今現在直面しているデフレとか、いま欧州危機もありますけど、災害とか、全く予測がつかない中で生き残りをかけて次の一手をスピード感を持って対応を考えていかなければならないと、そうした状況にあるんですね。これは大手企業だけじゃなしに中小企業もそうであろうというぐあいに思います。昔から備えあれば憂いなしと、こういうことわざがありますけど、これは万一のことを備えて常日ごろから対策を立てておけばどんなことが起こっても心配はないと、こういうことわざでありますけども、まさしくそういうことでありますので、スピード感を持って対応をお願いしたいなというぐあいに思います。

それと先ほど町長の答弁の中で、このベンチマーク評価表には書いてあるんですけども、与謝野町教育・保育環境検討委員会、これ10回開催ですけども、により検討がなされ、平成21年5月1日町長へ提言書を提出と。これは先ほど私が言いましたけども。それを受けて学校等の適正規模・適正配置について教育委員会議で議論を重ね、平成23年度前期に町長へ再配置計画案

を通告予定と、こういうぐあいにベンチマークでは書いてありますけど、先ほど9月にその報告書いただいたと、こういうぐあいにおっしゃられましたけど、その報告書の内容、ここでは言える範囲と言えない範囲があると思うんですけども、言える範囲があれば教えていただきたいと、このように思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 子供たちの取り巻く環境というのは教育委員会所管の幼稚園、小学校、中学校でございまして、それから平成22年5月答申をもらっていますのは、保育所のほうの福祉課関係のそういう答申書ももらっております。ですから与謝野町として考えますときには、やはり教育委員会所管のそうした部分と、与謝野町といいますか、福祉課関係のことなどを含めましてある程度総合的に考えていく必要があります。今出てまいりましたけども、まだそれに対してじっくりと腰を据えて全体でどう考えていくかというふうなところのまとめといいますか、検討に町全体で検討するということまではまだ至っておりません。それらも含めた中でどういった方向性で皆さん方に公開していくか、それらも考えた上でもういましばらく検討がさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） その報告書の元始なるものは何かというと、その教育・保育の環境検討委員会の提言書と、こういうぐあいの位置づけになっているんですね、このベンチマークのあれでは。第1回目の質問のときに私言いましたけども、この提言書というのは前教育長はそうおっしゃられたと思うんですけども、委員さん方にいろんな多様な意見を聞きたいということで、いろんな意見が出ていますよ、私も見せてもらいましたけども。先ほど言いましたように、統合について前向きな方もあれば否定的な方もおられる。いろんな意見が出ていますよ。だからこれが教育委員会議の結論づけるような提言になっているのかどうかですね。再配置という大きな問題ですよ。これは両論併記の形のこの委員会で、再配置案を決められるようなものになっているのかどうか。この甚だ私疑問だと思うんですね。この辺はどうですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、それらを決定づけるものではございません。これらにつきましては、与謝野町の子供たちの教育や保育のあり方についてどういった形が一番いいかというようなことをご検討いただいた中身でございますので、1クラス何十人、20人ですか、それが3クラスあるのが理想だと。そうした規模的なものをそこには掲げていただいておりますし、教育委員会のほうではそれらをもとに、せんだっていろいろと考えられた中身を提案をといえますか、砕いた形でのあれをされましたし、それは決してまだそれで統合案ができたというものではない。それをつくるためにはまだもうひと手間もふた手間もかけていく必要があるというふうに考えております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） そうしたら、その報告書の中身というのは今後のプロセスをどうしていこうかと、こういうような報告書なんですか。今のお答えではそういうぐあいに私は感じたんですけども、ある一定の提言を受けて教育委員会議で、そうしたらこういう案で行こうというようなものを決めたんではなしに、今後の進め方としてはこういう形でこういうことをやっていきたいと思います、



こういう報告書だったんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 進め方までは行っておりません。現状を踏まえた中でこういうふうを考えていけばいいだろうという、そうした中身でございます。保育所のほうも保育所のほうで、福祉課が中心になっているいろいろと考えております。それは一番はじめに出てまいりました教育・保育環境のあり方に関する提言書の報告を受けた後、それを保育の件に関しては福祉課を中心に検討をしてまいりました。だから、全体の提言書に出てます中身とはそれに沿った形で考えられている部分と、それではどうしてもほかのことを考えるとそのまんまにはいかないという案を考えた中身になっております。じゃあそれをそういう方向にどう進めていくかについては、それらについてもう少し時間的な余裕がいただきたいということでございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） このベンチマークの評価表には、この表現の仕方がそうしたらまずいんじゃないですか、これ。学校等の適正規模・適正配置について教育委員会議で議論を重ね、平成23年度前期に町長へ再配置計画案を報告予定、報告したということですね。学校等の適正規模・配置について報告をしたと、こういうぐあいになっているんですよね。今おっしゃられている答弁とはちょっとこれ食い違うんじゃないんですか。こちらが間違っているのかわかりませんが、これで読み取れるんだったらそういうように読み取れますけど、どうですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろんなものが一緒くたになってしまっているからこちらの答弁の仕方が悪いかもわからないんですけども、一番はじめに教育・保育の環境のあり方について検討してくださいということで、町内の学校の先生方だとか、保育所の方々だとか、それに関連する方たちにどういった与謝野町ではどういった考え方のことを検討いただいて、それが出ました。それを受けて、それじゃあ与謝野町ではどういった形がいいのかということ、教育関係所管のものについては教育委員会の教育委員さんたちが中心になってお考えいただきましたし、町長部局のほうの保育所関連のほうは保育所関連の福祉課が中心になってまとめましたし、それらにつきまして、教育関係のほうは学校等の適正規模・適正配置に関する基本方針としてこれが教育委員会から9月に出て、それを受けました。ですからそうしたものをまとめていこうという計画のそれができたということですから、何も間違っていない、そのとおりでございます。予定していたものがきちっと出てきたということです。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） そしたら、この議論を延々とやっっても仕方ないんですけど、そうしたらこう理解していいんですかね。適正規模・適正配置については大方の素案は内部では決めた、ということですね。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした案ができていうことで、それらをまだ検討して決めたというところまでは至っていないので、それをもう少しお時間をいただきたい。保育も教育も同じ土俵の上でもう少し練らせていただきたい。それは今後は理想だけじゃなしに、財政的なこと、人数的なこと、今ある学校の状況、保育所の状況、それから職員配置の問題、それらも考えた上で、与

謝野町全体として子供たちを取り巻くそうした保育、教育、環境をどうするのが一番いいのかと。今の現状の中で、また将来を見据えた中でどうすればいいのかというのをもう少し内部で検討がしたいということでございます。一定の方向性が出れば、またそれはそれでどういう形で皆さん方にそのプロセスをご説明させていただくのかはまたお知恵を拝借する必要があるかと思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） 検討委員会が先ほど言いましたけど、設置をされて提言書が出たということなんですけど、私はこの適正配置というのは非常にナーバスな問題であるとは言いました。それで私はこの適正配置を決めるには、少し委員会では私はちょっと無理があったんじゃないかなというふうに感じがしているんです。それぞれ見識のある方ばかりで、大変すぐれた方ばかりなんですけども、この委員さんの地区構成、これをちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけど。

議 長（井田義之） 谷口議員、もう一遍説明してください。

- 1 7 番（谷口忠弘） 提言書が出された委員会ありますよね。教育・保育環境検討委員会。一番最初に平成21年にできたやつですよ。提言書出されましたよね。その委員さんの地区別の状況を聞かせていただきたいと言っているんです。

議 長（井田義之） こっちで答弁してもらいます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 2問以下は両方で答弁させていただきますということでしたので、私のほうが資料ございましたんで報告させていただきます。

岩滝が3名、それから加悦が4名、それから野田川が8名、そして町外が1名でございます。そのような構成でございます。以上でございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） 私はなぜ聞いたかと言いますと、適正規模・適正配置の特に適正配置ですけども、これについてちょっといささか問題があるんじゃないかなと思ったのでちょっとお伺いしました。というのは、この中で少人数学校と思われる小学校の校区の方がだれも入っていない。特に加悦なんかは4人の方は全部加悦奥ですよ、これ。与謝地区とか桑飼地区の方はだれも入っておられない。こういう方が適正規模・適正配置まで及んだかどうかわかりませんが、この辺はそういう地区からも委員さんを出していただいて、やっぱり検討委員の中に加わっていただくということも重要なことではないかなというぐあいに思うんですね。私はもう一回ちょっとお聞きますけども、町長に。今後、例えば保護者とか学識経験者の方とかPTAの関係の方とか、そういう民間の方を寄せられて、再度この適正規模・適正配置についての、今内部で検討するとおっしゃってましたけど、そういう組織をつくるというお考えは全くないと、こういうことですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと先ほどの検討委員会を誤解されているんじゃないかなと思うんですけども、ここに上がっておりますのは三つに分けております。学識経験者ということで、元高等学校の校長先生、中学校、小学校、小学校教諭、保育所所長ということで、たまたまその方がその地域の出身だということであったというだけで、これについては学識経験者はそうですし、子育て世代の保護者につきましては、中学校のPTA会長だとか総合計画審議会の方たち、あるいは行

革、また保育所の保護者の会長、幼稚園、小学校の保護者の会長ということで、これは保護者の代表の方ですし、ここは大体。それから有識者というところは総合計画、あるいは福祉的なところ、また女性であったりいろんなNPOの方であったりということで、その地域的なことで分けたということではなしに、知識というか、学校の元校長先生であったりとか教諭であったりという、そういう経験をもとの中でこの検討委員会の委員さんは選ばせていただきました。具体的なそういうものじゃなしに、全体でどうすればいいかという、これは検討委員会がそういう方を選ばせていただいております。学校等のあり方じゃなしに、適正配置をどうするべきかということについては、幼・小・中は教育委員会ですし、保育所は役場の内部の者で検討をさせていただいたということです。今後それらを突き合わせ中で、もう少し全体的な中でそれだけにとどまらず、例えば学童保育の問題もあるでしょうし、児童のそうした児童館といえますか、そういうところの問題もあるんでしょし、いろんな意味で与謝野町全体でどういうふうに考えればいいのかということについてはある一定議論をした中で、それを今度もう一度それぞれの地域、あるいは皆さん方に、保護者の方たちに町としてはこういう考え方を持っているけれどということで、やはりそれらを説明させていただいて、また議会も当然ですし、それらを論議していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

1 7 番（谷口忠弘） 外部の検討委員会はつくられるのか。何人で決めるとかについて。

町 長（太田貴美） 検討委員会と言うより、やはりそれらについて意見を聞かせていただくような形が必要じゃないかなと。意見交換をしてくような、まずそれが必要ではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 私は、何も混乱していませんよ。今後のやり方として、報告をされた中に今後のやり方としてどうやっていこうかというのは今検討しておられると、こうおっしゃってたんで、今後の検討の仕方は、またそういうような組織をつくられて、民間のPTAの方とか、そういうものでまた適正規模・適正配置という名のもとに検討していただくような会をつくるんですかと、こういうぐあいにお聞きしているんです。いやそんなもんはつukらないと。もう内部で大方のことを決めていきたいと。こうおっしゃっておられるのかどうですかということなんです。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今度のその検討の仕方については、今先ほど申し上げましたように、まだ固めておりませんし、どういう形で進めていくかということも、まだそれらも全く検討しておりませんので、それらについては庁舎内の中でどういう進め方をするのか、またどういう皆さんに今後もお世話になってするのか、どういう形で手順を踏んで進めていくのかということ等もまだ検討しておりませんので、こういうものがそれぞれ検討して出ましたという中身を今手元にあるという状態ですので、それらについては、もう少し内部では手順等も考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 皆さんにお知らせしておきます。午後5時以降になりましても一般質問を続行いたしますので、よろしく願いいたします。

谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） それと、次にもう話を進めたいと思います。適正規模についてお尋ねしたいとい

うように思います。これについては過去今議長の井田議員のほうからも、大分前ですけども一般質問されてますけども、そのときに教育長の答弁では、適正規模とはという問いに、この言葉の概念は非常に広くフアジーであると。それで適正というのは二つ考えられると。一つは教育活動の視点と、もう一つは財政的な視点と、この二つが考えられると。学校教育施行規則では、学級数は小・中学校で12学級から18学級というぐあいな位置づけであるそうですが、これにはまっているのは全国の事例で30%しかない。大方の小・中学校はこれ以外だということで、学校施行規則ではそうあるということですけども、第1回目の質問で、京丹後市の統廃合についてのプロセスについてちょっと触れましたけども、同市では統廃合に当たって、適正規模については一つの指針を設けておられまして、これは1学年では2から3学級が理想で、これに満たなくても全国で6学級以上で、1学級が20人を下回らない、これを原則としているそうであります。教育長として、当町の適正規模の具体的な数字はお持ちなのかどうか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。先ほどから出ております教育・保育検討委員会の提言にありますように、小学校におきましては20人から30人以内、そして1学年複数学級。それから中学校におきましては30人から35人、そして3学級。これも複数、3学級以上が適正規模だと言えるという提言をいただいております。我々はその提言を妥当と、そのように評価しているところであります。以上です。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 先ほどの教育環境検討委員会ですか、これの意見を踏襲すると。こういうようなお話でございました。先ほど統計上の話もちょうと教育長のほうから第1回目の質問の後にされましたけど、答弁で。小学生の数は平成28年度、これは1,124人。平成30年には963人という、私も資料をいただいているんですけど、こういうことが予測される中で、京丹後市の先ほど言った例を当てはめると、1クラスが20人で2学級であれば40人ですよね。6学年においては240人。これが一つの小学校では大体理想的な形であるということでもあります。240人ですね。平成28年度では1,124人ですから、240で割ると五つの小学校と。数字上だけです、これは。平成30年には963人になりますから、240で割ると四つの小学校と。こう単純で数字ではあらわれるようですけども、適正規模の数値から考えるとそうでもありますけども、適正配置から見ると、この数が当地で成り立つのかどうか。この辺の考え方を教育長にちょっとお尋ねをしたいなと思うんですけど。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。理論上、数値上では今議員がおっしゃられるとおり、統廃合をしていきますと、それらの数であるいは収容できると、そして教育活動をしていくということではできますけれど、議員最初に申されましたように、学校の統廃合につきましては非常にナーバスな問題でございますので、それらを踏まえながら、私どもとしましては先ほども申し上げましたように、慎重に検討をさせてまいった次第でございます。以上です。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今後しっかり検討していただきたいなと思うんです。私はどうも自分自身がせつ

かちなもんですから、非常に先々のことが気になってしょうがない性分なんです。わかっていることに手をつけないのは嫌なほうでして、いろんな質問をさせていただきました。そこで先ほども言いましたが、備えあれば憂いなしということですから、長い時間のプロセスがいるんですから、早く手をつけていただきたいなというぐあいに思います。

それとこれは一つ確認事項なんですけども、過去に私保育園の統廃合のときに、その当時は吉田参事だったんですけども、企画財政課長ですね。この保育園の数が地方交付税、これの算定基準にどうかかわってくるのかと。例えば保育数が少なくなれば地方交付税の算定額が低くなるのか、そういう連動すると思うんですね、いろんなことが。そのときのお答えでは、保育園には園数が減っても、園児というんですかね、園児の数が減らなければ問題はありませんか。要するに数は対象にはなりませんよと。園児の数が対象ですよということだったんですけども、この小学校、中学校に対してはその辺はどういうようなカウントになるんですか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。町長から振ってください。

太田町長。

町 長（太田貴美） 企画財政課長からお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいますとおり、保育所、幼稚園につきましては、入所人員数、あるいは幼稚園の園児数、この子供たちの数で交付税の額が変わるということでございまして、保育所、幼稚園、保育園のこの園の数は影響はしないということでございます。小学校につきましては、逆に児童数が変わりましたが変動はないということですが、学級数、学校数、これらによって交付税の額が変わってくるということでございます。中学校につきましても同様に、生徒数の変動によりましては交付税変わりませんが、これも小学校同様、学級数、学校数、これらが変わることによって普通交付税の算定額が変わってくると、こういうことでございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 今伺いますと、学校数、これが減ると交付税の算定にはマイナス効果だと。当町にとってはですね。学級数はふえると。ふえるとプラスに転じるんですけども。いずれにしても、学校数が保育園と違って減ると交付税には大きな影響が出て、大きいかわかりませんが、影響が出てくると、こういうことだそうですね。これは交付税だけの側面を考えると財政面では不利なようですけども、一番最初に町長申し上げたように、子供のためにどうあるべきかというような視点が本当に一番大事なことで、その辺でスピード感を持ってこの学校の統廃合には取り組んでいただきたいということを再度お願いをしておきたいとします。

それと次に土曜の授業についてであります。これは答弁でちょっと教育長がおっしゃられましたけど、これは非常に全国的な広がりを見せているんですよ。この間の日経新聞にも載っていましたが、12月9日ですよ。先ほど言われましたように、学校教育法の施行規則では公立小・中学校は土曜が休みになっているが、特に必要とされる場合は授業を行えるとされ、運動会や文化祭など行事はこれに基づいて土曜に開催していると。東京都教育委員会はこの規則を活用して、昨年学校行事と同様に地域に授業を公開をする形をとれば土曜日にも正式授業を行えるとの通知を市区町村教育委員会に出したと。今年度は都内の公立小・中学校の3割以上が月一、二回の土

曜授業を実施していると。こういうぐあいに日経新聞に書いてありました。兵庫県の尼崎の市立中学校では、2007年度から市内の学校で自由形式の土曜補習を取り入れたということです。ボランティアの大学生、これは授業ではないと思うんですけど、ボランティアの大学生や教職経験者が希望する生徒たちに自主形式で勉強を教えておるといふことで、尼崎では市内の公立中学19校のうち10校が実施していると、こういうぐあいな新聞記事がありました。そこでやっぱり学習時間がやっぱり足りないのではないかなという方は保護者の方も思っておられます。京都府の教育委員会のアンケートでは、保護者に子供の土曜日の過ごし方について行政の要望を尋ねたところ、土曜授業を掲げた保護者が40%以上あると。こういうぐあいなアンケートの結果が出ているようです。当地区が指定校になるかどうかわかりませんが、私はぜひとも、個人的な思いとしては、教育課程に位置づける授業をすべきであると、このように考えますが、教育長はこの授業の内容について、まだ実施はされてませんからそこまで踏み込むのはいかがかと思えますけども、現状をかんがみてどう思われているか、その点についてお尋ねします。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。学校教育法施行規則のただし書きの部分でございますけれど、それはあくまでも授業といひましても教育活動を認めておるわけでございます。いわゆる運動会だとかなんとか今おっしゃられましたけど。それを東京都は拡大解釈をしておっしゃっておられる、そのように私は理解しております。いずれにしても議員ご指摘のように、先ほど京都府の教育委員会の土曜日を活用した教育のあり方検討会議の設置趣旨につきまして、検討の趣旨につきまして、学校週完全実施から10年を経過しまして、その検証を改めてするということ。そしてまた先ほど申しましたように、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂、ご存じのとおり、前回の学習指導要領の改訂はゆとり教育ということで、学校週5日制に合わせた学習指導要領でございました。ところが今度はその方向転換をしまして授業数をふやしてきましたので、当然それには合わなくなる点が出てきます。したがって、そうした状況の変化、あるいはまた社会的、家庭的な教育環境の変化、端的に申しますと、学校週5日制がスタートしたのは皮肉なことにバブルがはじける手前でございます。人々に非常に余裕があったりゆとりがあったときでございました。そのために、社会総がかりでのいう以前にみんなで子供たちを、あるいは教育を支えていこうという、そういう状況下でございました。しかしながら、その5日制が導入されてすぐ、ご存じのとおりバブルははじけ、そして保護者の方々、地域の方々の就労形態まで変わっていった中でございます。その中で、今日までそれでも土曜日の受け皿づくりに地域の方々が一生懸命努力していただきまして、子供たちの土曜日有効に過ごさせるように協力をしてきてもらっている事実もあるわけでございます。そうしたことも踏まえながら、改めてどう今後授業時間数の確保、それから社会全体で子供たちをどう育てていくのか、そしてその中で土曜日をどう活用したらいいかということ、正式な授業ではなしに授業をするような形等を含めまして検討をされておるところでございますので、先ほど申しましたように、私どもは京都府のその検討会議の動向を見据えながら本町も対応していきたいと、そのように考えるところでございます。端的に申しますと、土曜日に回せるような教科、分野、それらを土曜日にして、そしてそれであいた、例えば水曜日なら水曜日の時間を違った教科で活用していくというようなのも一つの例示として、活用のあり方として言われていることもあることを紹介させていただきまして、答弁とさせていただきます。

たきます。以上です。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） そうしたら、今のお話をちょっと聞かせていただくと、京都府の教育委員会がもし当町で実験校になれば、土曜日の授業のあり方については。

議 長（井田義之） 谷口議員、ベル鳴りました。

1 7 番（谷口忠弘） 裁量があるんですか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。京都府教育委員会では、先ほどの検討委員会のまとめの骨子の中で、平成24年度実践推進の試行校を各地に指定しまして、そして試行をしていこうということになっております。それが各市町村にすべてに設置されるのか、指定されるのかどうかはまだ詳しいことはわかっておりませんが、当然当町にもそれが参りましたら、これは受けて、そして実践的な検討、研究をしていくと思います。

1 7 番（谷口忠弘） 裁量権はあるのか。こちらでプログラム組めるのか。

教 育 長（垣中 均） 受ける、受けないの裁量権はあります。

1 7 番（谷口忠弘） プログラムは。

教 育 長（垣中 均） プログラムを研究していくわけです。以上でございます。

1 7 番（谷口忠弘） 終わります。

議 長（井田義之） これで谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。これにて散会をいたしますが、念のため申し上げます。KYT並びに広報では13日、あすも一般質問ということになっておりましたが、一般質問はありませんので、念のため、町民の皆さんを含めてお知らせをしておきます。

次回は12月15日、一般議案等の審議を行いますので、午前9時30分から会議しますのでご参集お願いいたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 5時14分）